

第9号様式(第7条関係)

2019年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

日本共産党京都府議会議員団

配布物 (名称)	府政報告No. 2131~2133	規格	A4版
配付先	事前登録者等	作成部数	各100部

	無 有		充当有の場合						
			支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号	備 考	
所要 経費	印刷・ 作成費 用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		0	100%	0		議員団控室で作成・印刷
	封筒代	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	封入封 緘費用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	送付等 費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	株式会社 ウイングスマルコー	19,050	100%	19,050	271	各78部送付、残りは議 会報告会等で配布
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
同封 物	政務活 動費の 充当対 象	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	政務活 動費の 充当対 象外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		—	—	—	—	
合 計				19,050	—	19,050	—		

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	271		
費目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	府政報告No. 2131~2133 送料				
支払金額	19,050	按分率	100%	計上額	19,050
按分率の考え方					
備考					

1/10 (領収書は、重ならないように貼付してください。)

電信扱

預金払戻請求書による振込受付書 (兼振込手数料受取書)
預金口座振替

依頼日 年 月 日
02 01 10

振込金受取書

金額(漢字)										
金額(数字)										
振込先	府 方 前									
振込金額	190543									
お振込金額	190543									
おなまえ	株)ウイングスマルコー									
おなまえ	日本共産党京都府議会議員団									
おなまえ	団長 原田 完 様									
おなまえ	〒600-0001 京都市上京区下立売通新町西入									
おなまえ	京都府庁内 TEL414-5566									
手数料	330									

当行をご利用いただきましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。



- * 振込依頼時に記載相違等の不備があった場合には、除会等のために振込が遅延することがあります。
- ※ やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

コードNo31010 ②

京都府庁 議会棟

2020年01月06日

日本共産党京都府議会議員団 様

株式会社 ウィングスマルコー
 京都市上京区千本寺立売下ル
 小山町903-1
 TEL: 075-813-3106 (経理)
 FAX: 075-822-9558
 代表取締役 金野 伸

経理専用E-mail: keiri05@malcco.co.jp

集荷依頼E-mail: Syuka05@malcco.co.jp

請求書 2019年12月分

下記の通りご請求申し上げます

ご請求金額	消費税額
¥18,720.-	内税

お振り込み先は、京都銀行府庁前支店 口座番号 当座110543 名義 株式会社ウィングスマルコーへお願いします。

日付	内訳	個数	サイズ	単価	合計	備考
19/12/27	京都府内 配送料	78	5R	240	18,720	府政報告No 2131~2133
		<u>個数計</u>		<u>合計</u>	<u>¥18,720</u>	

山内 よし子 議員 代表質問・・・1

他会派の代表質問項目 ……………16

●京都府議会 2019年12月定例会代表質問が12月5日に行われ、日本共産党の山内よし子議員が質問を行いました。質問と答弁の概要を紹介します。

山内 よし子議員（日本共産党・南区）

2019年12月5日

消費税10%増税の影響は深刻。商店街や中小企業の実態を調査すべき

【山内議員】日本共産党の山内佳子です。わが党議員団を代表して、知事並びに教育長に質問します。

最初に消費税の増税の影響と暮らしの問題です。消費税が導入されて31年が経過しましたが、その間、年金は下がり、医療や介護など国民負担は増え続けています。その一方で首相は、国民の税金で開催する「桜を見る会」に自身の後援会員多数を招待し、さらにはマルチ商法会社「ジャパンライフ」会長や反社会的勢力まで招待されていたことが明らかになりました。「ジャパンライフ」はその招待状を宣伝材料として大々的に使っており、結果的に被害拡大に手を貸したことが問題になっています。また、高級ホテルで開催された前夜祭の会費がわずか5,000円だったことも判明し、公職選挙法違反の疑いも濃厚となっています。消費税10%増税の怒りに加えて、政治のモラル崩壊と私物化への怒りが沸騰しています。

さて、日本政策金融公庫が11月に行った中小企業景況調査では、中小企業の売り上げD Iも、売り上げ見通しD Iも、11カ月連続でマイナス。とりわけ11月の落ち込みが大きく、最終需要分野の売り上げ動向を見ても、平均11ポイントマイナスで、食品関係以外は軒並みマイナスになっています。9月議会の成宮議員の代表質問に対して、知事は消費税の増税を前にしてさまざまな対策を講じられていることを説明されましたが、政府による巨額の税金を投入した対策に加えて、地方でも対策を講じなければならぬほど、今回の増税は混乱を招き、国民の不安が募っています。

この間、いくつかの商工会の方々とお話させていただきました。景況感について、地方や中小企業には恩恵が及びにくく、「中小小売業は右肩下がりが」と言われています。「仕事量は増えたが工賃が下がっている」という声も出されています。商店街の役員をされている方も、「消費税増税により廃業が増えてきている」とおっしゃっています。これでは、「まちの顔」としての商店街もいっそう疲弊していきます。

知事はこうした商店や中小企業の実態についてどのように考えておられますか。私どもは、大企業と富裕層に応分の負担を求めるとともに、家計応援で経済の好循環をつくりだすことが必要であり、消費税を5%に減税することを提案していますが、10%増税後の状況について商店街や経営者等から直接実態を聞くなどの調査を行うべきではありませんか。消費税の引き下げの必要性についてどのように考えられますか。お答え下さい。

「全世代型社会保障」の名での負担増はやめよ。美山診療所への支援を

【山内議員】次に、医療・介護、社会保障について伺います。

政府は消費税10%増税を強行する一方で、少子高齢化時代に対応する社会保障制度の改革を検討するとして、安倍首相を議長とする「全世代型社会保障検討会議」を発足させました。医療・介護の関係者

や労働者代表が一人もメンバーに入っておらず、日本経団連会長などの財界代表を中心に、もっぱら「給付と負担の見直し」を議論しているというのが実態です。そうしたなか、75歳以上の医療費窓口負担の原則1割から2割への引き上げ方針が打ち出されました。

これに対し、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、「窓口1割負担」を維持することなどを求める要望書を厚生労働大臣に提出。中央社会保障推進協議会も新たに2割負担反対の署名活動に取り組んでおられます。全日本民医連が毎年行っている調査では、昨年も経済的な理由による手遅れ死亡事例が77件報告されました。さらなる受診抑制につながる負担増は決して許されません。

政府はさらに、全国424の公立・公的病院を再編・統合の対象として一方的に公表し、病床削減を強引に進めようとしています。「制度の持続可能性」を理由としていますが、そのために地域医療を壊し、「金の切れ目がいのちの切れ目」という事態を招いていいということにはなりません。そもそも、年齢とともに医療・介護の必要性が高まるのは誰しも同じであり、「全世代型」という言い方で高齢者と現役世代を対立させる議論自体が間違いです。社会保障財源と言うなら、大企業優遇税制や証券優遇税制の見直しなど、442兆円もの内部留保を抱える大企業や、その配当を受ける富裕層にこそ負担を求めるべきです。

今こそ、生存権を規定した憲法25条に立ち返り、国民のいのちと健康を守る立場に立って医療・介護の充実を図ることが求められています。安倍首相のねらう全世代型社会保障改革では、府民の暮らしも健康も守れないと考えますがいかがですか。

その上で、京都府の役割が問われる二つの問題について具体的に伺います。

一つは、南丹市の美山診療所についてです。我が会派としてこれまで何度も取り上げてきましたが、長年奮闘いただいていた常勤医師の後任が確保できず、診療所の存続が危ぶまれる事態となっていたところ、ようやく来年4月から新たに医師一人が赴任することになっていました。ところが先日赴任できなくなったことが明らかとなり、こうした緊急事態に不安がいつそう広がっています。これまで南丹市は、国保直営診療所として運営する方針を示す一方、「医師の負担や市の財政負担が大きい」として4床ある入院病床の休床を検討し、併設する介護老人保健施設やリハビリ事業についても「直営は難しい」としています。しかし美山診療所が、24時間365日、けがや急病への対応も含めて住民のいのちを支える役割を果たせたのは、医師や看護師が常駐する有床診療所だったからです。今後も安心して住み続けられる地域を守るためにも、ベッドを維持することが重要です。「現在の美山診療所の存続と医療水準を守ってほしい」と、1300名を超えて陳情署名がよせられています。

知事はこれまで「後退させない」と答弁されてきましたが、入院のベッドがなくなれば、後退は必至であると考えますがいかがですか。ましてやこういう事態となった以上、京都府が責任を持って医師派遣と財政支援を行うことが必要と考えますがいかがですか。

要介護1・2の方の介護保険はずしは中止を求めよ

【山内議員】もう一つは、介護保険法改定案の議論のなかで、要介護1・2の方の「生活援助サービス」を介護保険からはずし、市町村が実施する「総合事業」に移行させる方向が検討されていることについてです。

すでに、2017年には要支援と認定された方々の訪問・通所サービスが「総合事業」に移行されました。京都市では、生活援助のみの場合は報酬単価が2割近くカットされたため、もともと非正規が大半だったヘルパーの賃金がいつそう低下するなど、介護現場の疲弊に拍車をかけているのが実態です。ボランティアなどによる住民主体サービスに代わっては、ヘルパー派遣など実施しているのは府内で八幡市と向日市のみ。デイサービスなども4市町にとどまっています。利用者にとってもこれまで受けられていたサービスが受けられなくなり、混乱を招く事態も起こっています。私が相談にのった方は、ご主人が認知症で要介護1、奥さんが要介護4ですが、ご主人の介護度が下がって要支援になり、ヘルパー派遣の時間も短縮。回数も減り、さらにヘルパーの報酬も総合事業になると下がるために、一時ヘルパーがまったく見つからない状況になりました。せめて奥さんがデイサービスに行く時間にはヘルパーさんに来てほしいとのことで、ケアマネージャーさんが必死になって十数カ所の事業所に当たってください、

やっとヘルパーが確保される。まさに介護現場を支えている方々のギリギリの努力で事無きを得たのですが、こうした下でその対象を要介護1・2の方にまで広げて総合事業に移すといっても、その受け皿はあるのでしょうか。介護現場にいつその混乱を招き、ひいては何のサービスも受けられない介護難民を大量に生み出すことになるのではないのでしょうか。

いま必要なことは、短時間講習やボランティアに頼った安上がりの介護を拡大することではなく、その専門性と技術にふさわしい報酬を介護労働者に保障し、そのことで深刻な介護人材不足を解消して、必要な人が安心して介護を受けられる体制を整えることです。要介護1・2の方々を軽度者として介護保険からはずす検討はやめるよう、国に求めるべきだと思いますがいかがですか。まずここまで答弁をお願いします。

【西脇知事・答弁】 山内議員のご質問にお答えいたします。

商店街と中小企業の状況についてでございます。まず商店街の状況につきましては、eコマースやキャッシュレスなど消費行動が変化するなかで、店主の高齢化や空き店舗の増加が進むなど、厳しい状況が続く商店街がある一方で、観光客の増加で活気づく商店街もあるなど、格差が見られるところでございます。このため京都府では、商店連盟とともに商店街創生センターを創設し、商店街ごとの特色を生かした伴走支援を行うとともに、まちづくり会社を設立して商店街と地域活性化を取り組むモデルづくりを進めております。また中小企業の状況につきましては、人手不足や事業承継等に加え、近年のAI・IoTの活用などの技術革新への対応等の課題を抱えております。一方で平成30年工業統計調査によりますと、京都経済の基盤である製造業については、中小企業の製造品種価格等は直近1年間で9.8%増加をしております。さらに中小企業の成長を加速させるため、引き続き本年3月に整備をいたしました京都経済センターを核に、生産性向上を図るための設備投資への支援や事業承継へのサポート、産学連携によります技術力向上に取り組むなど、オール京都体制で中小企業を支援してまいります。

次に消費税率引き上げ後の状況につきましては、商店街創生センターの活動や中小企業応援隊の活動により把握するとともに、消費税率の引き上げや京都経済の動向に係る意見交換会議を開催するなど、中小企業支援団体と情報交換を密にして把握しており、大きな混乱は見られていない状況でございます。京都商工会議所の10月調査におきましても、7割を超える事業所が消費税率引き上げに伴う売り上げに変化はないとの回答が寄せられているところでございます。また企業等を訪問するなかで、来年の確定申告での混乱や米中貿易摩擦など国際経済の動向を懸念される声も伺っております。引き続き景気の動向を注視するとともに、9月議会で議決を頂きました中小企業消費税引き上げ対策支援事業や商店街等緊急販売促進事業をすみやかに執行し、中小企業や商店街の経営安定と成長を積極的にサポートしてまいります。

消費税率の引き上げにつきましては、その増収分を幼児教育の無償化や介護人材の処遇改善、年金生活者支援給付金の支給などに充てるため、法律によりまして10月から施行されたものでございます。いづれにしても足元の経済情勢を注視しながら、国の新たな経済対策にも積極的に対応し、経済運営に万全を期してまいります。

次に社会保障制度についてでございます。社会保障制度は府民の生活を守る大切な社会的インフラであり、人生100年時代を迎え、持続可能な安定的な制度として次世代に引き継いでいくことが大切であると考えております。京都府では府民の方々が安心して必要な医療や介護を受けることができるよう、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険に対し、約930億円の予算を確保し制度をしっかりと支えてきているところでございます。現在国におきましては、少子高齢化の進行及びライフスタイルが多様となるなかで、誰もが安心できる社会保障制度となるよう検討会議を立ち上げ、年齢等にとらわれず、負担能力や世代間・世代内のバランスを考慮した給付と負担のあり方などを含め、幅広い議論が行われているところでございます。京都府としては、給付と負担の見直しの検討に当たりましては、とりわけ低所得者の生活実態や医療機関への受診行動に影響が出ないよう配慮するとともに、負担の見直しに際しましては急激な変動が生じないよう激変緩和措置を講じることなど、国に対し強く求めているところでございます。

次に美山診療所についてでございます。美山診療所につきましては、現在南丹市が運営形態や診療方針、病床数などその将来のあり方につきまして、京都府の保健所長も参画しております南丹市医療対策審議会等を通じ、検討を進めておられます。令和元年6月の南丹市議会で直営化の方針を表明されたのち、10月に開催された南丹市医療対策審議会では、医療関係者や学識経験者等から「身近なところで診察を受けられるよう、子ども達のためにも診療所は維持してほしい」「診療所運営を続けることに赤字が膨らむのは問題であり、高齢者や子どもの安心のためにも、将来にわたって診療所が継続できるための議論が必要である」「新たに来られる医師の考え方や方針、夢といったものを尊重しなくてはならない」など意見が出され、医師の確保や経営などの様々な観点から議論が行われており、年度内には答申が出される予定と伺っております。京都府といたしましては、南丹市が出される方向性やご要望を十分尊重しながら、地域に必要な医師を含めた医療提供体制が確保されるよう、南丹地域医療構想調整会議の中でしっかり議論し、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

次に高齢者の介護についてでございます。介護予防・生活支援に関わる総合事業は、要支援1・2の高齢者の様々なニーズにきめ細かく対応するため、全国一律の給付から地域の実情に応じて工夫できる市町村事業に移行した、サービスの多様化を図る介護保険制度の一つでございます。これによりまして、市町村が従来の専門職による身体介助のサービスに加えまして、ボランティアの皆様による買い物代行や掃除などを組み合わせて実施することで、一人ひとりの状態やニーズに合ったサービスの提供が可能となるよう取り組みをすすめているものでございます。しかしながら現状では、ボランティアなどによる担い手が不足している状況でございます。このため京都府では、保健所ごとに設置した共助型生活支援推進体により、市町村が行う新たなサービスの担い手となるNPOなどの掘り起こしを支援するとともに、今年度から地域公共プロジェクト交付金を創設してボランティアなどの育成に取り組み、市町村を支援しているところでございます。令和3年度からの次期介護保険制度の改正に向けては、現在、要介護1・2の方々への支援や利用者負担のあり方、健康づくりの推進方策などについて、国の審議会において幅広く議論されているところであり、京都府としては総合事業の実施状況を十分に検証し、支援を必要とする高齢者の生活に支障が生じることのないよう配慮すべきと申し入れているところでございます。

【山内議員・再質問】まず消費税増税、京都の中小企業の実態ですけれども、いろいろ対策、あれもやってるこれもやってる、様々な努力をされているという答弁ありましたが、どこまで有効なのかという問題ありますが、いろいろやったらやっぱり右肩下がりという状況があるんですね。消費税増税の影響、9月までの調査結果がいま出て、なかなか10月、11月、増税後の調査結果っていうのは少ないんですけども、そのなかでもイメージっていう会社だとか、それから先ほど紹介をさせていただきました数字などでは、やはり11月には下がっているということが出ているわけです。そういう点ではですね、「国の新たな経済対策に対応」なんて言って振り回されていないで、しっかりと中小零細企業の実態を見て国にものを言う、それからしっかりと下支えするという役割を果たして頂きたいと思っております。

それから美山診療所の医師確保についてですが、これまで我が党議員団ずっと美山診療所の医師の確保について、京都府が責任を持つよう強く求めてまいりました。たしかに医療対策審議会でいろいろ議論されているんですけど、やっぱり医師確保という点での責任をどう果たすのかという点で、問題があるというふうに思うんですね。診療所のニュース見せて頂くと、小さな診療所が大きな役割果たしているというのがわかります。寝返りもできない状態で入院治療が終わり、おむつをされていた方が診療所に転院し、併設する老人保健施設で専門的なりハビリを行い、おむつもはずして車いすにも移乗できるようになって自宅に戻ることができた、こういう記事がありました。これ絶対なくしてはいけない。だから医師を確保するという点について、あらゆる知恵を絞って、京都府として努力をしていただきたい。このことについて、再度お答えください。

それから、もう一点は医療と介護の負担についてですが、総合事業についてボランティアを育成するというふうにおっしゃいましたが、総合事業が始まって2年経っても、いまボランティアなかなかやる人がいない、そしてボランティア自身が高齢化になっていって、ますます支え手がないという状況にな

っていくんです。そういう点では、やはり介護保険の改悪をきっぱりやめるように国に求めるべきだ、このように思います。

また医療の面では、80代のお父さんの入院の医療費が高くて「何とかしてほしい」と、60歳過ぎの息子さん、知的障害があって障害年金で生活されている息子さんから相談がありました。お父さんは厚生年金で、月に手取りで14万円ほど年金があるが、1割負担でもおむつや食費などの負担もあって、年金がほとんど消えてしまう。2割になったら一体どうするのか。「全世代型」と言いながら高齢者の負担を引き上げることは、高齢者を介護している世代にも大きな負担をおしつけ、共倒れの危険もあるのではないですか。一体どこが安心できる社会保障なんでしょうか。消費税を10%に上げたとたんに、こんなことが検討されているなんて、あまりにもひどいとは思われませんか。以上再質問です。お答え下さい。

【西脇知事・再答弁】山内議員の再質問にお答えいたします。美山診療所につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、私どもの保健所長が参画いたしております南丹市の医療対策審議会で議論が行われ、南丹市が出される方向性、ご要望十分尊重しながら、地域に必要な医師を含めた医療提供体制が確保されるように、南丹地域の医療構想調整会議のなかでしっかりと議論をして、引き続き支援をしてまいりたいというふうに思っております。

それから要支援1に対します総合事業についてでございますけれども、介護予防・生活支援に係る総合事業は、高齢者の多様なニーズにきめ細かく対応していくためにも必要な事業と考えておまして、ボランティアの育成につきましてはその必要性は我々も十分に認識しておまして、先ほど申し上げましたように、共助型の生活支援推進体や地域公共プロジェクト交付金も活用しまして、ボランティア・NPOの育成に向けまして、市町村を引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。それから、次期の介護保険制度の改正に向けましては、先ほども申し上げましたように、これまでの総合事業の実施状況等を十分に勘案し、しかも介護の支援を必要とする高齢者の生活に支障が生じることのないように配慮すべきということ強く申し入れているところでございまして、そうした方向で議論が進められることを期待しているところでございます。

【山内議員・指摘要望】指摘要望させていただきます。総合事業できめ細かい支援ができるなんていうのは、一体どここのことを言っているのかというふうに思います。美山診療所の医師確保について、京都府としてイニシアチブをもって医師を確保し、一般病床を残し老健施設の運営も行えるように、美山診療所がこれまで担ってきた役割を果たせるように、努力していただきたい。強く求めておきます。

また、府として消費税増税後の中小企業の実態をしっかり把握すること、そして本来の自治体の役割である府民の暮らしといのちを守る立場で、国に対して介護を切り捨てるな、医療を切り捨てるな、と要望をすべきです。指摘して次の質問に移ります。

向日が丘支援学校の寄宿舎廃止方針は撤回し、存続・充実を図れ

【山内議員】次に、向日が丘支援学校の寄宿舎の存続と充実について質問します。

かつて、重度障害児は「就学猶予」や「就学免除」とされ、教育を受ける権利が保障されていませんでしたが、「学校に行きたい。友だちがほしい」「どんなに障害が重い子どもたちにも教育を」という先駆的な運動が、府内の保護者や教職員、地域住民によって広がるなか、1967年、1969年に向日が丘養護学校と与謝の海養護学校が相次いで開設され、重度障害の子どもたちも受け入れて先駆的な教育を行ってきました。こうした実践が全国に広がり、1979年に養護学校義務制が実現し、重度障害児にも教育保障の道が開かれたのです。

京都府には、両学校を含めて丹波支援学校、ろう学校と盲学校、そしてその分校に寄宿舎があり、月曜から金曜まで、1週間や1カ月の短期入舎から1年を通した長期入舎まで、生徒たちの希望や発達・課題に応じて豊かな教育が取り組まれています。とりわけ寄宿舎の設置によって、障害のある児童生徒たちの生活上の困難を「切り取って支援」するのではなく、毎日の寝泊まりのある生活を営みながら、生活基盤を整え、異年齢の友だちや寄宿舎指導員とのかかわりのなかで、学校卒業後自立し社会参加す

る力を養う、貴重な発達支援の場となっています。京都府の障害児教育が全国的にも先進的な役割を果たしてきましたが、それは学部の教育と寄宿舎教育が密接に連携するなかで得られた経験や教育実践が存在したからです。

この間、向日が丘支援学校の老朽化にともなう建て替えで寄宿舎がなくなってしまうのではないかと、多くのお母さんや教職員の方々が、存続を求める署名活動などに取り組んでこられました。ところが、9月に発表された向日が丘支援学校改築基本構想中間案では、寄宿舎の廃止方針が明らかになりました。中間案では「児童生徒の発達や自立等に向けて寄宿舎が果たしてきた役割を踏まえ、集団による宿泊ができる生活体験型生活実習室と高等部の生徒を対象とする一人暮らし体験型生活実習室」を整備するとしています。「生活実習室」では、1泊2日、2泊3日の体験宿泊でしかないことや、指導者の配置もまったく担保されないことが明らかになっています。寄宿舎が果たしてきた役割とはまったく違う性格のものです。保護者からは、「寄宿舎の意義をこれまで府教委は認めてきたのに、なぜ廃止するのか」と、怒りの声が寄せられています。

寄宿舎なら指導員が定数で配置できますが、寄宿舎でなくなれば教員の配置もできないのです。生活実習室は寄宿舎の代わりになるものではないと考えますが、いかがですか？

先日、大山崎町で「向日が丘支援学校の寄宿舎の明日を考える集会」が開催され、支援学校や寄宿舎の保護者や卒業生、教員や寄宿舎指導員とそのOB、地域住民や福祉関係者、京都府北部からも特別支援教育に携わる方々が集まって、寄宿舎教育の必要性について経験を語り合い、学びあいました。そのなかで、現在高等部に通う重度障害の息子さんのお母さんのお話が心に残りました。

中学2年の時に寄宿舎に通年入舎するようになって、これまで自分中心だった息子さんが、「お母さん、ゆっくりお風呂入って。僕は待てるから。大丈夫、まかせて」と誇らしそうに言うようになったそうです。それまで息子さんとの暮らしに行き詰まりを感じ、息子さんとの未来を重たく感じていた感覚が変わったのです。1年かけて息子さん中心の生活を徐々に手放し、気づけば息子さんとの時間から息苦しさが消え、息子さんも含め家族で笑うことが増えたそうです。息子さんは通年入舎の前にも1泊の宿泊学習や1週間の運用入舎なども体験されたとのことですが、「貴重な体験だったけれども、何かを学び取るにはあまりにも短く、家庭に戻れば元通り。でも寄宿舎には生活がある。生活という土台の上で初めて得られる学びがある。それを押してくれる先生方がいる。私たちの子どもは一つひとつ学びに時間と手間がかかります。だから寄宿舎が必要なのです」と語られました。

こうしたお母さん方が中心となって、寄宿舎を存続・充実してほしいという署名は1万8000筆にも上っています。障害児によりよい教育環境を提供するのが教育委員会の仕事ではありませんか。子どもたちから寄宿舎を取り上げるべきではありません。寄宿舎を存続して、医療的ケア児の利用も可能にするなど、さらに充実すべきと考えますがいかがですか。

【橋本教育長・答弁】山内議員のご質問にお答えいたします。

向日が丘支援学校改築基本構想についてであります。開校から50年が経過し、老朽化が進んだ校舎の改築を計画するに当たり、改築整備の基本理念と方向性をまとめたものであり、共生社会の実現に向け、児童生徒の社会的自立と人間性豊かな人生の歩みを支援する新たな学校づくりをめざすこととしております。

議員ご指摘の生活実習室についてでございますが、これまで、向日が丘支援学校の寄宿舎が果たしてきた成果もふまえ、すべての児童生徒を対象とする教育活動として、集団による宿泊ができる集団生活型生活実習室、及び高等部等の生徒を対象とする一人暮らし体験型生活実習室を整備したいと考えているところでございます。生活実習室は、保護者のニーズをふまえた、卒業後の社会的自立と豊かな生活の営みにつなげるため、医療的ケアの必要な児童生徒も含め、すべての児童生徒が活用できる特別教室であるとともに、家庭を離れての集団生活や一人での生活を経験できる宿泊学習の場とするものでございます。具体的には、家庭と連携しながら、衣服の着脱、洗面、手洗い、排せつ、調理、食事、入浴などの望ましい生活習慣が身につけられるよう、宿泊をともなう学習だけではなく、日常生活の指導、自立活動をはじめとした日々の授業に活用ができるものでございます。

寄宿舎についてであります。寄宿舎での経験は児童生徒の生活する力を育むうえで一定の効果がありますが、効果は入舎する児童生徒にとどまるものでございます。このため、今後はすべての児童生徒を対象とした教育課程内での教育活動を充実させたいと考えているところでございます。さらに、構想策定後は新校舎の設計等、施設の具体化や教職員体制の検討を進めるとともに、長岡京市で計画されている共生型福祉施設との連携について検討を深め、他の特別支援学校にない新たな学校づくりをめざしてまいります。

【山内議員・再質問】保護者のニーズというふうにおっしゃいましたけれども、保護者のニーズは寄宿舎の存続と充実です。それから、寄宿舎は一部の生徒だけのものではありません。すべての生徒に開かれているものです。すべての児童生徒を対象に、寄宿舎を充実させればいいわけです。

再質問ですが、寄宿舎で行っていたことを生活実習室などでできるのか、訓練だけではなく生活そのものが寄宿舎には存在してきたから大きな役割を果たしていたのではないのかということ。それから指導員の配置です。一体先生はどうするんですか。昼間は学部で生徒たちを見て、夜はそのまま泊まってなんて、そんなことできないでしょう。一体指導員の配置はどうするのか。寄宿舎を廃止をして教育条件が後退しない保証はどこにあるのか、もう一度伺います。

【橋本教育長・再答弁】山内議員の再質問にお答えいたします。

まず、生活実習室についてでございます。生活実習室につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、宿泊だけではなく、日常の授業において、衣服の着脱はじめ、排せつ・入浴等の日常生活、社会生活で習慣的に繰り返される基本的な行いを学ぶ場です。基本的生活習慣は、学校と家庭とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等で取り組んでいることなどについて、双方向で学習状況を共有し、児童生徒に身につけさせるべきものであり、今回整備を計画している生活実習室をすべての子どもたちが授業のなかで活用することで、望ましい教育効果が得られるものと考えております。また、指導員等の体制についてでございます。いま申し上げました生活実習室は、日常の教育活動を行うなかで使用する特別教室になりますので、その指導を行うのは当然教員ということになります。今回、構想のなかでは、他校と同様の集団型の実習室の他に、高等部対象の一人暮らし体験型の実習室を整備することも計画しており、それらの実習を円滑に行うことができるよう、教職員の体制につきましては、構想の具体化を今後進めていくなかで検討してまいりたいと考えております。

【山内議員・指摘要望】学校と家庭の連携を取っていくというふうにおっしゃいました。寄宿舎があるからこそ、学校と家庭の連携が本当に深く取れてきた。家庭には生活があります。そして寄宿舎にも生活があります。あるお母さんは、卒業生の保護者ですが、「1年間の入舎で、睡眠や排せつ面などの大変さを寄宿舎に知ってもらい、アドバイスをいただいたことが本当にありがたかった」というふうに語られました。またある保護者は、「月曜に子どもを送り、金曜日に迎えに行っていたが、寄宿舎の先生が1年かけて、1人でバスに乗って、間違えずに乗り換えて、安全も確認しながら寄宿舎の行き帰りができるようになった。このことで卒業後の進路の幅が広がり、送迎サービスのない作業所にも通うことができるようになった」と、生活自立における寄宿舎教育の重要性を語られました。運動の中心を担っておられるお母さん方は、卒業をあと数年後に控えている方々がほとんどです。わが子のために寄宿舎を存続してほしいと要望しているのではなく、次の世代のために、障害児によりよい教育環境を残してほしいと、高い志で運動されているのです。

重度障害児のお母さんの言葉を再び紹介します。「社会という大きな道の世界へ進む前に、自分の知っている安心できる学校の寄宿舎という社会生活のなかで、親元を離れ自立への力をつけさせてくれる段階が必要だと思うから、ずっとずっと寄宿舎という存在があり続けますように、強く強く願います」、こういう言葉です。京都府は寄宿舎の指導員を、教員免許などを持つ専門職採用で行い、単なる通学支援にとどまらない寄宿舎教育の実践を支えてきたではありませんか。そのことに誇りを持っておられないのでしょうか。あらためて、再度保護者や現場の声を聞き、寄宿舎のあり方について検討され、存続・

充実をはかられるよう強く求めて次の質問に移ります。

先生を増やして長時間労働解消。変形労働時間制は中止を求めるべき

【山内議員】次に、教員を増やして長時間労働を解消し、子どもたちの教育環境を改善する問題についてです。

教員の長時間労働は依然として深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。とりわけ本府の教員の超勤の実態は、全国と比べても過労死ラインを超えている割合が多く、小学校では全国平均 34%、中学校の全国平均は 58%ですが、本府の場合はそれぞれ 52%、72%と見過ごせない事態になっています。

教師が過労死するような働き方をしていることは、子どもたちにとっても不幸なことです。今年 2 月の予算委員会で、長時間労働の是正を求めた私の質問に、教育委員会は「教職員定数の改善」が必要という認識を示されましたが、実態は定数改善どころか、本来正規の教員を配置しなければならない「担任」などを臨時の教員で代用する、いわゆる定数内講師を増やしており、このことは大問題です。平成 26 年度の定数内講師は 454 名でしたが、今年度は 733 名とすべての教諭の 9% 近くが臨時の先生です。また、小学校低学年のチームティーチングや、中学・高校の教科指導などのための非常勤講師を含めると、なんと教諭の 25.6%、4人に1人が臨時の教員です。いつ雇い止めになるかわからない、低賃金の不安定雇用の先生方が、必死になって子どもたちの教育に携わっておられます。

そうしたなかで講師が見つからず、「教育に穴があく」事態も起こっています。“産休の代替講師が見つからず半年間美術の授業ができなかった”、あるいは“教頭や主任が授業に入らなければならない”“担任がいない”などなど、子どもたちの学習権をも奪う事態となっています。

そこで伺います。定数内講師を減らして教員の採用を計画的に増やさなければ、こうした事態は改善できないではありませんか。また、文部科学省の示す標準授業時数は小学校 1 年では 850 時間ですが、京都府の平均は 906 時間で、すべての学年で国の示す標準時数を 40 時間から 50 時間上回っています。こうした事態を放置せず授業時数を減らしていくとともに、遅れている専科教員の配置や少人数学級充実のための教員の確保などの取り組みを行うべきではありませんか。お答えください。

昨日、「1 年単位の変形労働時間制」を導入する法律が、過労死遺族や多くの関係者の反対の声を押し切って強行可決されました。繁忙期には 1 日 10 時間労働まで可能とし、長期休暇などの「閑散期」とあわせて 1 年間の平均で 1 日当たり 8 時間労働に収めようとするものですが、最大の問題は、抜本的な教員の定数改善を行わずに総労働時間を短く見せかけるためのものであり、教員の長時間労働をさらに促進させかねないことです。

「閑散期」とされている夏休みなども、研修や補習、部活などの指導があり、京丹後市の調査では 8 月の時間外勤務の平均は小学校で月 17 時間、中学校で 29 時間に上っています。決して夏休み期間が「閑散期」ではないのです。

すでにこの制度は、国立大学の附属学校などで導入されているところがありますが、導入されている職場の方が、導入されていない職場と比べて所定労働時間で月に 15 時間、残業時間も月に 3.8 時間長くなっています。これでは教職員のいのちと健康が守れません。過労死と認定された公立校の教職員が、いまでも 2016 年度までの 10 年間で 63 人に上ることが毎日新聞の取材で明らかになっています。公務災害の申請をし、認定された方だけの数ですが、実際にはもっと多くの教員のいのちが長時間労働によって奪われている。あるいは健康も奪われているのです。「7 時間授業や放課後の補習が増えるかも」「授業の準備は何時になったら始められるんだろう」などの不安が寄せられているのは当然です。国に対して、変形労働時間制の導入を中止するよう求めるべきと考えますが、いかがですか。

大学入試の英語民間試験の利用は、延期ではなくきっぱり中止を

【山内議員】次に大学入試改革の抜本的な見直しについて伺います。

経済的・地域的格差を広げ入試の公平さを損なうと批判を浴びていた、大学入学共通テストでの英語

民間試験の利用を、文部科学大臣が2024年度まで延期すると表明しました。多くの高校生、受験生や市民が粘り強く声を上げ、野党の結束した共闘で政治を動かした大きな成果です。

中止を求めて文科省前などで声を上げてきた高校生たちは、「声を上げたことが初めて実る経験をした。おかしいと声を上げたことに応援・賛同してくださる方が増え、改悪を止める第一歩を踏み出したことに感謝します」「今まで声を上げて何も変わらないと思っていた。でもこの問題を通じて、声を上げる人がいるから変わるんだと思えた」と語りました。そして高校生たちは、「延期であればいまの中学生が犠牲になってしまう。そこを変えていくためにいまから声を上げていきたい」と語っています。

大学入試の英語民間試験の利用は、大学の入試を民間の儲けに利用するものであり、高校生の将来をこうしたことで左右してはならないと考えますが、いかがですか。延期ではなくきっぱり中止すべきと考えますがいかがですか。

【橋本教育長・答弁】 教員の確保等についてでございますが、半年間も授業に穴が空くという事態の報告は受けておりませんが、現在、正規・非正規を問わず教員の人材確保は全国的な課題となっております。これは教員が多忙な職であるという風潮が広まっていることや、近年の好景気の影響で民間企業等を志す学生が増えていることなどから、教員志望者が減少していることに加え、出産や子育てのために休暇等を取得する年齢層の教員が増加し、多くの代替講師が必要となっていることなどに原因があると考えております。このようななか、府教育委員会におきましては、将来の児童生徒数の推移を基本に、学校統廃合、再任用希望や高齢者雇用のあり方の検討状況をふまえ、中長期的な見通しを持って教員を採用してきたところであり、退職者数が減少傾向にあるなかで、令和2年度は前年度を上回る約430名の優秀な人材を採用する予定でございます。今後も、学校が働きやすく魅力ある職場となるよう働き方改革を進めるとともに、関係機関や大学等と連携を図り、教員の人材確保や計画的な採用に取り組んでまいります。

小学校における授業時数につきましては、国の基準を元に市・町教育委員会の判断により設定されているものでございますが、府内の状況は決して全国平均を上回るものではございません。また教員の配置についてであります。府教育委員会では指導方法工夫改善の加配等を活用し、市・町教育委員会が学校や児童生徒の状況に応じて少人数授業等を弾力的に選択することができる京都式少人数教育や、英語をはじめとした専科教員による専科指導を実施しているところであり、来年度も国の加配定数を活用して充実を図ってまいりたいと考えております。今後も、学校における様々な教育課題に的確に対応できるよう、引き続き教員定数の確保・拡充に向けて、国に要望してまいりたいと考えております。

1年単位の変形労働時間制の導入についてであります。この制度は中教審の答申もふまえ、学校における働き方改革の取り組みの一環として、休日のまとめ取りを推進するため、導入が検討されてきたものであります。昨日、改正法が可決成立したところであります。文部科学省からは、同改正法に対する懸念の声にもしっかりと対応できるよう、省令や指針等を通じ丁寧な制度設計を図る方針であると伺っております。府教育委員会といたしましては、市・町教育委員会の意見も聞きながら、今後の対応を検討してまいります。

次に、大学入試改革についてであります。英語4技能を評価する大学入試のあり方については、話す、聞く技能を評価する試験を、約50万人規模の受験生に対して同一日程で実施することが非常に困難であることから、英語民間資格検定試験を活用することになったと承知しております。今回、英語民間試験を活用するに当たり、会場、日程等の民間試験の詳細事項に関する公表の状況や、経済面での配慮等が必ずしも十分でなかったとして、令和2年度からの大学入試英語成績提供システムの導入が見送られたところであります。また文部科学省においては、英語の4技能を測る方向性は維持する一方で、課題解決に向けて見直しを行い、令和2年度実施の大学入試に向けて、今後1年を目途に検討し、結論を出す方針を明らかにしています。府教育委員会といたしましては、グローバル化した社会のなかでは、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくため、国際共通語ともいえる英語の活用能力の向上はたいへん重要であり、英語4技能をバランスよく育成すること、またその能力を測定することは必要不可欠であると考えております。今後は国において、生徒が安心して受験できる環境整備が行われるよう

期待するとともに、引き続き生徒の英語4技能をバランスよく育成する教育の充実に努めてまいります。

【山内議員・再質問】 教員の長時間労働の是正の問題ですが、授業時数が国の学習指導要領の標準時数は上回っているけれども、その上回り方が国の平均以下だというふうにおっしゃいましたけれども、労働時間で言いますと、過労死ラインを超えて働いている方々というのは、国の平均以上どころか、本当に飛びぬけて多いんですから、そういう点では、やっぱり本府として授業時数を減らすこと、それから国と京都府の学力テストの実施も見直すこと、それから府の努力で教員を増やして定数を改善することなど、子どもたちのためにも教員の長時間労働の是正のために努力を求めています。また変形労働時間制については、京都府には決して導入しないよう強く求めています。

大学入試改革問題で再質問です。これ採点の問題ですが、営利を追求しなければならない民間企業に丸投げをするという問題で、教育の機会均等が確保できないのではないかと、それから、また受験料の負担もあって、地域格差・経済格差が生まれるのではないかと、ここが懸念されているわけですが、そのことについてどうお考えなのか、再質問をいたします。お願いします。

【橋本教育長・再答弁】 英語民間試験の再質問についてお答えいたします。大学入試における英語民間試験の利用についてでございますが、例えばスピーキングテストについて言いますと、最もノウハウを持っているのは各種資格検定試験を実施している民間業者でありまして、確かに様々な活用の仕方というのはあるかもしれませんが、逆に民間試験だからただちにダメだという指摘は当たらないものと考えております。一方で、先ほど申し上げましたように、運営等めぐり課題が指摘され、見直しが行われるということになっておりますので、生徒が安心して受験できる仕組みを、国においてしっかり作っていただきたいと思っております。

【山内議員・指摘要望】 大学の入試改革の問題では、国語・数学の記述式導入も、2021年度入試から実施をするということですが、国語・数学の問題も、採点を民間事業者に丸投げする点では英語民間試験と共通する欠陥を持っています。採点作業はベネッセに約61億円で委託し、採点の仕事は学生アルバイトも認めるという方針ですが、採点の質と公平性がまったく保障されません。記述式問題は、多くの大学が個別試験で実施しております。共通テストに導入する必要性も妥当性もない、こうした検討はやめるよう強く国に求めていただきたい。指摘しておきます。

自治体財政を圧迫する北陸新幹線延伸計画は中止を

【山内議員】 次に、北陸新幹線延伸について伺います。

最初に、北陸新幹線延伸にともなう自治体の財政負担についてです。本府は、来年度の政府予算等に関する重点要望で、「北陸方面と大阪・中京方面の利用者が多い実態をふまえ、建設費の負担は受益に応じた負担にする」ことを国に求めています。しかし、一般的に整備新幹線の財政負担は距離によって決定されていることは、最初からわかっていることではないでしょうか。今になって他府県への利用者が多いことを理由に負担を減らせと求めるくらいなら、最初から北陸新幹線の延伸など求めるべきではないのです。あまりにも無責任です。

現在、北陸新幹線の概算での建設費は予測で約2兆1000億円とされていますが、すでに金沢一敦賀間でも、人件費や資材の高騰、消費税等で当初計画から1.2倍に膨れ上がり、1兆4121億円となっています。また、敦賀市の駅部分で建設費が53%増え690億円にもなり、新高岡駅周辺整備で高岡市は370億円もの支出となり、市職員の給与カットや公共施設の休館などの市民生活への影響も出ています。

そこで伺います。約2兆1000億円もの建設費は、今後負担が増えることが予測され、京都駅や松井山手駅を設置する自治体の負担も莫大なものになり、周辺道路の整備費や駅周辺のまちづくりなどにも影響します。さらに、既存のJR路線が並行在来線とされれば、そこへの自治体負担も増え、京都府の財政負担だけにとどまりません。知事の認識はいかがですか。

次に、京都市の地下40m以下の大深度を通過することが検討されている工事についてです。一般的に

民有地の地下を使用する場合、地権者の了承や補償などが必要ですが、大深度地下法は無断・無補償で地下を利用することができるとされています。この法律そのものが憲法 29 条に定められた財産権の保障を侵害するものです。

愛知県春日井市では、リニア建設予定地の大深度地下の工事で、炭坑跡が陥没して地下水が抜けた事故が発生しています。自然環境への影響は無視できず、陥没事故や地盤沈下、出水の危険もあることが報告されていますが、京都市域でも、重要湿地として環境省から指定されている北区の深泥が池湿地の水が「工事により涸れるのではないか」、さらには府南部でも、「農業や豆腐の製造、酒造りに欠かせない、府民に親しまれている地下水が涸れるのではないか」「河川の水量が変化し自然災害の被害が拡大するのではないか」などの声が寄せられています。

東京外郭環状道路の大深度地下トンネル建設の掘削工事で、酸欠空気や地下水が地表に噴出する事故が発生しました。沿岸住民が、「大深度地下だからと言って、収用も補償もなしに 16 km にわたり住宅地の下を掘っていくことは、地上に住む人の生活不安や財産・身体への被害を与えかねない」と、国と東京都を相手に訴訟を起こされています。

そこで伺います。大深度地下法は、そもそも土地所有者の地下を無断で何の補償もなく使用できるといふ、事業者側に立った法律になっています。40m もの地下のトンネル掘削で進める新幹線延伸計画はやめるべきではありませんか。お答えください。

水道事業の広域化・官民連携は、市町村水道の「基盤強化」につながらない

【山内議員】次に、水道事業の広域化・官民連携について質問します。

本府の「京都水道グランドデザイン」は、人口減少社会が到来するもとの、水道事業を取り巻く環境が変化するもとの、広域連携・官民連携を推進しようとしています。この計画と連携した各市町村の「水道ビジョン」が策定されてきていますが、舞鶴市水道ビジョンでは、北部 5 市 1 町を対象とし、「広域化」が合意できたところから経営統合し、「一水道化」を実現させるとしています。さらに、その後に官民連携による企業団を設立していくとしています。

今年、2019 年 2 月、3 月に非公開で開催された「市町村水道事業連絡会議」では、「広域化・官民連携」の「検討のたたき台」が示され、「事業統合」「料金統一」等が話し合われていますが、知事は「若手職員のワークショップの自由な議論の結果であり決定ではない」とも答弁されています。しかし、これは国の改正水道法の具体化そのものです。こうした「広域化・官民連携ありき」の、住民不在のトップダウンで進めるやり方に対し、府民の方々や市町村からも批判の声が寄せられています。

与謝野町議会では、9 月議会で、宮津市・舞鶴市との 2 市 1 町で民間業者に委託する補正予算が議会で提案されましたが、13 対 1 で否決されました。「水道管の更新を進めてきたのに、料金統一になれば値上げになる」「滞納整理などの個人情報民間業者に提供されるのは問題だ」というものです。さらに宮津市議会でも、「他の自治体より 1 割～2 割安い水道料金なのに、今後 4 年後に 7 市町で民営化されれば、かなりの値上げになる」「府外の業者が参入すれば、4 年間で 1 億 3000 万円の支出予算が地域に循環しない。ますます疲弊する」との意見が寄せられました。

そこで知事に伺います。「広域化」は市町村の水道事業の基盤強化にはつながらないどころか、地域が疲弊していくとは考えませんか。議会にも住民にも十分な説明もなく、知事は 9 月議会で「広域化は基盤強化の一つ」、つまり選択肢の一つだと答弁されましたが、それ以外の選択肢をなぜ示されないのですか。

全国的には、2019 年 4 月に千葉県九十九里地域・南房総地域で広域化を行い、君津広域企業団となりました。しかし 2018 年度の職員採用は一人しかなく、その後も職員を採用せず減らし続ける計画となっています。香川県でも広域化で浄水場の自己水源を廃止し、ダム水源比率を高めたことにより、災害時の安全性にも問題が出ています。また、三重県が計画した伊賀広域水道事業を伊賀市に譲渡し、総額 200 億円を超える巨大大事業を押しつけられた結果、財政悪化する事態まで起きています。

さらに、水道事業の人材育成は、この間、公務労働の民間開放が行われたため技術者不足が生じました。この間、南部の笠置町でお話を伺ったところ、「水道事業に携わる職員は数名しかおらず、技術を

継承するために努力しているが、水道事業には公的責任があるので必要な財政的支援が必要」「台風19号の被害に遭った方々が、『水道がなくてはどうにもならない』と水道の供給を求めておられる姿をテレビで見て、命の水を届けたいと切実に思った」「一般職だが、水道事業の技術を身につけ継承するために必死だ」とおっしゃっておられます。民営化では「命の水」である水道事業を守る公的責任は果たせないとの声も伺っています。こうした声にどのようにこたえますか。伺います。

一刻も早く原発稼働やめ、避難計画見直しを

【山内議員】次に、原発の安全対策と原子力防災についてお聞きします。

関西電力幹部に加えて、福井県の職員まで、現在判明しているだけでも109人が、高浜町の元助役から金品を受領していた事実が明らかになり、「原発マネー」をめぐる利権の構造にあらためて厳しい批判が寄せられています。その背景に、原発をベースロード電源と位置付け、原発輸出と再稼働を推し進める国のエネルギー政策があったことは明らかです。関電任せではない真相究明とともに、原発推進政策そのものの抜本的な見直しを求めるものです。その上で、原発の危険から府民のいのちと暮らしを守る本府の役割について伺います。

まず、定期検査中の高浜原発4号機で、3台の蒸気発生器すべてから伝熱管の損傷が発見された問題についてです。関西電力の発表によると、伝熱管の肉厚は約1.3mmで、傷の深さはその4～6割に達していたということです。高温高圧の一次冷却水が通る細管であり、傷がもう少し深ければ、管の破断という重大事故にもつながりかねないところでした。蒸気発生器は、タービンを回す蒸気を発生させるとともに、一次冷却水を冷まして原子炉に戻すという、原発の安全性にとって極めて重要な役割を持っています。1991年の美浜原発2号機事故では、伝熱管の破断により原子炉が自動停止し、大量の水を注入する非常用炉心冷却装置が日本で初めて作動する事態となりました。この時は損傷していない蒸気発生器で原子炉を冷却することができましたが、今回すべての蒸気発生器で同様の損傷が見つかった事実は、より深刻な事態を招く危険があったことを示しており重大です。

京都府はこの件について、関西電力からどのような説明を受けているのでしょうか。原因は調査中とのことですが、現在稼働中の高浜3号機や大飯3、4号機などで同様の損傷が起こっていないのかということも含め、徹底した調査と再発防止策を求めるべきではありませんか。同時に一刻も早くすべての原発の稼働を中止すべきと考えますがいかがですか。

第2は、原発事故に備えた避難計画についてです。

現在、国のガイドラインに基づき、高浜・大飯原発から30km圏にある市町を対象にした避難計画が策定されています。しかし、福島第一原発事故では、放射能ブルームが北西方向に流れた結果、40km離れた飯館村が全村避難となり、60km離れた福島市などでも通常の数十倍という高い放射線量が観測されました。大飯原発に置き換えると、40km地点には左京区の花背小中学校があり、60kmとなると京都市役所や亀岡市役所も含まれます。2012年に滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測では、福島第一原発並みの事故が起こった場合、京都市右京区や亀岡市でも毎時100マイクロシーベルトを超える放射線量となる可能性が示されました。

昨年度予算の審議の際、当時の危機管理監は、「30 km圏外にも汚染が広がって避難が必要となるケースも考えられる」と認めただけで、「30 km圏内の計画をしっかりとっておけば、その応用で対応できる」との考えを示されましたが、実際に避難するのは住民であり、避難指示を出して住民を誘導するのは自治体職員です。福島第一原発事故の際は、自治体職員や消防団が津波被害対応や行方不明者の捜索に追われるなか、刻々と深刻さを増す原発事故の状況に現場の対応が間に合わず、大きな混乱の中での避難とならざるを得ませんでした。最悪の事態を想定し、繰り返し訓練しておかなければ、いざという時に適切な行動をとることはできません。とりわけ大きな人口を抱え、年間を通じて多くの観光客が訪れる京都市での対応は、たいへん厳しいものになることが予想されます。本府でも昨年度、放射性物質の拡散シミュレーションをあらためて行ったとのことですが、その内容はいまだに公表されていません。すみやかに公表するとともに、その結果も参考にして、30 kmという線引きにとらわれずに避難計画を見直すべきではありませんか。

京都市の原子力防災対策は、30 km圏に隣接するごく一部の地域のみを対象としたものとなっていますが、これを見直すよう京都市と協議を行うべきではありませんか。知事の認識を伺います。

【西脇知事・答弁】北陸新幹線の延伸計画についてでございます。

北陸新幹線は、日本海国土軸の一部を形成するとともに、大規模災害時におきまして東海道新幹線の代替機能を果たし、関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識しております。北陸新幹線敦賀―大阪間の整備につきましては、本年5月31日から環境アセスメントの手続きが始まり、さる11月26日に建設主体であります独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構が環、境影響評価方法書を公告したところでございます。建設費や地元負担の考え方などについては、今後、国や鉄道運輸機構の詳細計画が固まった段階で示されるものと考えており、京都府としては引き続き、国や鉄道運輸機構に対し受益に応じた地元負担となるよう強く求めてまいりたいと考えております。

なお、北陸新幹線敦賀―大阪間の整備によって、JRから経営分離される並行在来線は、地理的にも機能的にも存在しないものと認識しており、従来から関西広域連合の要請において、国や関係機関に対して強くその確認を求めているところでございます。また、駅周辺整備につきましては、地元市町村が中心となって行う事業でございますが、京都府といたしましても国や鉄道運輸機構による具体的な駅的位置、構造などの事業計画が固まった段階で、市町村と連携し必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、大深度地下の利用についてでございます。先日公告された環境影響評価方法書では、「京都駅付近は京都市中心市街地は回避し、可能な限り道路等公共用地の下の活用を考慮し、必要に応じて大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の活用も検討を行う」とされております。今後、大深度地下の利用の検討が行われる場合には、自然環境や生活環境等への影響に十分配慮されることが重要でありますので、京都府といたしましては、環境影響評価の各段階におきまして、関係市町の意見もお聞きしながら、しっかりと必要な意見を提出してまいりたいと考えております。また、大深度地下の利用にあたりましては、大深度地下使用法に基づき、国の関係行政機関及び関係都道府県で構成される大深度地下使用協議会におきまして必要な協議を行うとされている他、国土交通大臣の使用の認可手続きのなかで、事業の施行について関係のある行政機関は意見を述べることもとされていることから、京都府といたしましては必要な意見をしっかりと述べてまいりたいと考えております。なお、大深度地下使用法に基づく認可を受けた事業者は、事前に補償を行うことなく大深度地下を使用できることとなっておりますが、仮に具体的な損失が生じた場合には、損失を受けた者が事業者に対して、その損失の補償を請求することができることとなっております。いずれにいたしましても、今後、大深度地下を利用される場合は、安全の確保及び環境の保全が重要でありますので、慎重な調査と丁寧な地元説明が実施されるよう、国や鉄道運輸機構に求めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業に係る基盤強化についてでございます。

水道事業は、人口の減少に伴う水需要の減少をはじめ、施設の耐震化、老朽化対策や技術職員の不足など多くの課題を抱えるなか、将来にわたり持続可能な事業とするため、水道事業の基盤強化を図ることが求められています。このため、これまでから各市町村においては、経営の効率化や施設規模の適正化をはかるなど懸命な努力を重ねておられるところでございます。しかしながら、急速な人口減少などの厳しさをまず、事業環境のなかで、先日京都府町村会からも、「水道事業の広域連携・広域化について積極的に推進すること」との要望もいただいたところでございます。京都府といたしましては、市町村自らの取り組みの他、市町村の意向に応じて、市町村間の広域連携・広域化や民間事業者のノウハウの活用をはかることも、有効な方策であると考えております。水道事業では、水質管理や施設の維持管理、料金徴収業務など多様な業務がございます。サービス水準を低下させることなくこれらの業務を効率的に行うため、それぞれの市町村でふさわしい方策を検討し、水道事業の基盤強化に向けて取り組んでいただけるよう、京都府としても支援をしてまいりたいと考えております。

各市町村の水道事業についてでございます。京都府ではこれまでから、市町村との意見交換を重ね、

「技術職員が高齢化するなか、今後の人材育成や技術継承に不安がある」「老朽化施設の更新費用の増加が見込まれ、事業経営に大きく影響が出ることは必至である」など、各市町村の水道の厳しい状況につきまして、十分にお話をお伺いしてきたところでございます。これらの声を受けて京都府では、水質管理技術や災害対応に関するマニュアルの策定、水道初任者に対する研修会の開催などの支援を行うとともに、市町村水道施設耐震化促進事業補助金や、ふるさとの水確保対策事業補助金による財政支援を行ってまいりました。今後京都府では、こうしたとりくみを進めるとともに、市町村が地域の実情に応じた水道の基盤強化策が検討できますよう、圏域ごとに設置いたしました広域的連携等推進協議会などで、十分に協議や調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、原子力発電所の安全対策についてでございます。

原子力発電所は、前回の定期検査から13カ月以内に原子炉を停止させて、原子力規制庁の職員立ち会いのもと、原子炉本体、冷却系統設備、蒸気タービン等を点検し、その結果を原子力規制委員会に報告することとされております。高浜発電所4号機につきましては、9月18日から定期検査を実施しておりますけれども、10月中旬、関西電力から3基の蒸気発生機の約1万本の伝熱管のうち、5本に傷が発見された旨、報告を受けたところであり、京都府からは徹底した原因究明と再発防止を強く要請しております。関西電力では先月28日に、原子力規制委員会に本件に係る報告書を提出するとともに、点検期間を延長して原因を究明することとしており、今後原子力規制委員会において、高浜・大飯発電所の他の原子炉も含め、安全性が判断されるものと考えております。

また、原子力発電所事故時における住民避難につきましては、国の原子力災害対策指針におきまして、福島第一原子力発電所事故の教訓をふまえ、予防的防護措置を準備する区域として原子力施設から概ね半径5kmをPAZ、緊急防護措置を準備する区域として原子力施設から概ね半径30kmを目安にUPZに設定することが定められ、UPZ区域外につきましても基準を超える放射線量が計測された場合は、UPZと同様の対応を行うことが定められております。

京都府内のUPZは国の放射線物質拡散シミュレーションに基づき、高浜発電所から30km、大飯発電所から32.5kmの区域に設定されておりますが、緊急時はUPZ区域外も含めた府内61カ所のモニタリングポストの他、モニタリングカーや可搬型モニタリングポストにより放射線計測を行い、UPZ区域外においても屋内待避や避難を指示することとしております。京都市域につきましても、久多、広河原、京北に設置しているモニタリングポスト計測地等によりまして、同様に対応をすることとしております。また、放射性物質の拡散予測については、平成24年に福島第一原子力発電所事故と同等の事故を想定した拡散予測を実施いたしました。今回、住民のより現実的な避難を検討するため、放射性物質の放出量を新規基準に定める最大放出量に設定するとともに、高浜発電所、大飯発電所の同時発災を想定して拡散予測を実施いたしました。現在、京都府の原子力防災専門委員の意見聴取等を行っているところでございまして、なるべく早く公表することとしております。

【山内議員・再質問】まず指摘をします。北陸新幹線についてです。現在各地で住民説明会が開催されていますが、地下水への影響、希少動植物への影響、保安林への影響、大量の残土の対策、原発事故への対応など質問が相次ぎましたが、どの問題でも「ルートが確定してから検討する」「京都府や京都市と相談します」という回答に、不安や疑念の声が広がっています。先ほど知事が、大規模災害時にこの北陸新幹線が大きな役割を果たすんだというふうにおっしゃいましたけれども、しかし大規模災害時に役割を果たすどころか、活断層や脆弱な地質の所を通る可能性も明らかになっています。延伸計画は中止すべきです。指摘しておきます。

水道事業についてです。市町村から要望が出たというふうには言っておられますが、町村会の要望を私も見させていただきましたが、やっぱり「脆弱な財政基盤を強化してほしい」「京都府の独自の助成制度を創設してほしい」という要望も一緒に寄せられているわけです。そもそも広域化の選択肢しか示さないから、それが問題なのです。同時に住民も議会も知らない非公開の場で、広域化のスケジュールまで示すことは、民主主義や自治という点でもたいへん問題です。そこで再質問ですが、水を商品

として儲けの対象にした結果、水道料金の異常な高騰、水道財政の不透明化、自己水源の閉鎖や周辺部の切り捨て、また施設の維持管理が適正になされているかなどのチェックができなくなるのではないかと。そうならない保証があるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

次に原発問題についてです。原因がいまわからない以上、再稼働させないというのは当然なんです、相次いで事故が起こっているんですね。15年前の美浜原発2号機の事故では、復水配管が破損して140度の熱水と蒸気が噴出し5名の下請け労働者亡くなられ、6名の方が重傷を負われました。その後も事故が相次ぎ、今回こうした事故が起こったのです。いつ過酷な事故が起こるか分からない原発は今すぐ稼働を中止すべきと考えますがいかがですか。もう一度、ご答弁をお願いします。

【西脇知事・再答弁】山内議員の再質問にお答えいたします。水道事業についてでございますけれども、水道事業は施設の老朽化、耐震化の需要、また人口減少にともなう需要減、そして技術職員の不足という非常に厳しい状況のなかで、なんとか水道基盤を強化していこうという、そのために京都府、各市町村が知恵を出し合って取り組んでいこうということでございまして、そのための一つの選択としての広域化ということを示しているわけでございます。いま、山内議員から「金儲け」ということがございまして、民営化についてあわせてご答弁させていただきますと、各市町村ともメリットがございまして業務委託等につきましては、可能性として検討しているようでございますが、現在のところコンセッション方式の導入を検討しているところはないと考えておりまして、この民間ノウハウの活用も一つの選択肢として存在するものだというふうに認識しております。

また、原子力発電所の安全対策につきましては、これは今回の高浜原発4号機の蒸気発生機の損傷だけではなくて、従来から答弁しておりますように、あってはならないことではございますが、万が一の事故の時にきちっとした避難計画が立てられ、それを訓練を重ねることによって有効性を示すことが、住民対し、また府民に対する安全安心につながるものと思っております。そうした観点からもきちっと対応してまいりたいというふうに思っております。

【山内議員・指摘要望】まず、水道事業についてです。私はなぜ広域化の選択肢しか示さないのかというふうに質問しましたが、その質問には一切答えられませんでしたし、それから民営化でさまざまな懸念、水道料金の異常な高騰、水道財政の不透明化、自己水源の閉鎖・周辺部の切り捨て、こういうことにならない保証はあるのかと質問しましたが、お答えになりませんでした。

最後に指摘要望を行います。水道事業は広域化・官民連携ありきではなく、公的責任で人材育成と相互協力による再構築を行い、水道事業の関連労働者全体の底上げをはかることこそ必要です。また、共同運営者として住民参加のしくみをつくることも必要です。また、自己水源を大切に、地域の事情に合った水道技術を育成することも必要です。そのためにも、国に予算拡充を求めると同時に、本府の独自支援の拡充を強く求めるものです。

原発問題についてですが、規制委員会は東日本大震災の後停止していた女川原発2号機が、新規制基準に適合していると判断しましたが、大規模な安全対策工事が必要で、約3400億円の費用がかかります。その負担は電気料金として国民が負担するのです。これまで原発で大儲けしてきた企業には負担をさせないのです。危険で、使用済み核燃料の処理もできず、「原子力村」といわれている利益共同体だけが儲け、国民には負担ばかり押し付けられる。こうした構造に支えられている原発は一刻も早く廃炉にすべきだということを申しあげて、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

以上。

【他党派議員の代表質問項目】

12月5日

小鍛治義広議員(公明党・京都市南区)

1. 子育て環境日本一推進戦略について
2. 浸水被害対策やライフラインの確保、復旧対策について
3. 北山における文化と憩いの交流構想について
4. 就学支援金引き上げに対する取組について
5. 南区久世学区の交通安全対策について
6. その他

渡辺邦子(自民党・京都市伏見区)

1. 来年度当初予算編成方針について
2. 被害者支援について
3. 伏見港の振興について
4. 府市協調について
5. 社会に開かれた高校教育について

12月6日

兎本和久(自民党・木津川市及び相楽郡)

1. 農林水産業の振興方策について
2. 障害児への支援について
3. 学校施設の長寿命化計画の推進と老朽化対策について
4. 関西文化学術研究都市について
5. その他

岡本和徳(府民クラブ・京都市右京区)

1. 令和2年度当初予算編成に向けた知事の考えについて
2. 子育て環境日本一に向けた社会機運の醸成について
3. SBIR 制度を参考にした中小企業、ベンチャー企業支援強化について
4. 新農林水産ビジョンについて
5. 新教育振興プランについて
6. 外国人観光客を相手にした「白タク」行為について

中村正孝(自民党・亀岡市)

1. プラスチックごみ削減の取組について
2. 消防団について
3. 児童虐待について
4. 京都スタジアムについて
5. 地元課題について
(1)宇津根橋の架けかえ事業について
(2)桂川改修、霞堤のかさ上げ事業について

みつなが 敦彦 議員	一般質問・・・1
成宮 まり子 議員	一般質問・・・8
原田 完 議員	一般質問・・・15
他会派の一般質問項目	・・・・・・・・20

●京都府議会 2019年12月定例会一般質問が12月9日、10日、11日に行われ、日本共産党のみつなが敦彦議員、成宮まり子議員、原田完議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

みつなが敦彦議員（日本共産党・左京区）

2019年12月9日

医師不足の実態を無視し拍車かける国の偏在対策、病院再編方針は撤回せよ

【光永議員】日本共産党の光永敦彦です。通告にもとづき、知事ならびに関係理事者に質問をいたします。はじめに、医師不足の現状と対策についてです。9月に厚生労働省が、公立・公的病院の再編・統合のための「再検証」リストを公表し、本府では舞鶴赤十字病院、福知山市民病院大江分院、国保京丹波町病院、国立病院機構・宇多野病院が対象とされたことで、京都でも怒りと不安、疑問の声があがり続けています。これに慌てた厚生労働省は、各地で説明会を開催し、「機械的な対応はしない」「強制はしない」などと述べたものの、大臣自身は「参考として議論していただきたい」と答弁するなど、あくまで地域医療構想の実現のため、すなわち病床削減のために、公表したリストを前提として都道府県に論議を迫っています。知事は「根拠を明らかにすべき」とし、「抗議した」と述べておられますけれども、病床削減ありきの国の動きに対し、なぜ撤回を求めないのでしょうか。まずはその理由についてお答えください。

さて、問題はこれだけにとどまりません。医師偏在指標が厚労省より示され、全国的に混乱が起きました。例えば、山城南医療圏の笠置町には、開業医が一つで医師が一人、そこが医療も介護も担っておられますが、人口10万人あたりの施設数を見てみると、一般病床も内科系も小児科も皮膚科もすべて全国平均を上回り、小児科は全国平均が人口10万人あたり17.43カ所に対し、73.1カ所にもなっています。なぜなら、笠置町は現在人口が約1200人で、一人の開業医さんが内科、小児科、皮膚科を診察されています。これを人口10万人に割り戻すと、当然のことながら、各診療科は全国平均を上回り充足していることになってしまうのです。さらに今後の町の医療需要予測によると、2015年を100とした場合、2040年が104%、介護は同131%です。つまり、現在還暦を超えられた院長が今後20年にわたり頑張り続けなければ、町の医療も介護も崩壊してしまうことを示しているのです。また和束町でも72歳の医師と60代の医師が担っておられますけれども、各種委員など歴任されながらギリギリで診療を続けておられます。これでどうして充足していると言えるのでしょうか。

にもかかわらず、厚生労働省は京都府を「医師多数区域・地域」としました。具体的には医師偏在指標と外来医師偏在指標を用いたランキングに基づき、京都府は全国2位の医師多数三次医療圏とし、二次医療圏別では、京都市・乙訓医療圏が全国第10位の医師多数区域、中丹・山城北・山城南・南丹はどちらでもない区域、丹後が全国252位の医師少数区域であるとしています。外来医師偏在指標については、京都市・乙訓医療圏が全国6位、山城南医療圏が全国101位で外来医師多数区域であるとしています。

先日の京都府医療審議会では、「京都府の実態に即したものとなるよう京都府独自に補正した」と述べ、今議会に「医師確保計画中間案」として提案される予定と聞いておりますが、医師少数スポットの設定など、国の制度の枠内で対応を迫られているのが実態であります。

なぜ、こんなことになるのでしょうか。それは、2018年12月26日に開催された医師需給分科会で示された「外来医師偏在指標」とそれをうけ「外来医師多数区域」を設定し、同区域で新規開業する際に、地域で定める不足医療機関を担うことを事実上義務づける方針が示されたことにあります。これは新たな指標で医師多数区域を生み出し、医師養成を抑制し、新規開業も抑制するという酷いものです。

そこで知事に伺います。こうした一連の方針こそ撤回するよう国に求めるべきと考えますが、いかがですか。そもそも、今回の公立・公的病院の再編の狙いは、日本経団連が再三にわたり経済財政諮問会議で提案している社会保障給付費削減方針の具体化にあります。2014年に成立した医療介護総合確保推進法により、「地域医療構想」の策定を都道府県に求め、ベッド数など医療提供体制の見直し、すなわち削減を求めたものの、簡単に進みませんでした。そこで業を煮やした厚生労働省が、財界の意向を受け、424病院のリストを発表したのです。こうした病床削減ありきの方針は、結局のところ医療機関の再編・統合となり、医師を増やすどころか医師を足りなくすることになるため、医師の再配置をすすめるという方針に陥ってしまいます。そのため、先に述べた医師偏在対策と、医療従事者の働き方改革を「三位一体」で推進すると、厚生労働省はしているのです。

これは、医師が絶対的に不足している現実には目をつむり、医師偏在だけが問題であるかのように描き、「医師多数区域」とされた京都府では、他県から医師を確保してはならないなど厳しい規制がかけられてしまいます。これに病院の再編・統合を進めれば、医師不足にいつそう拍車がかかってしまうのではないのでしょうか。ご所見を伺います。

新専門医制度のシーリングは重大。医師確保に向けた公的責任を果たせ

【光永議員】次に、新専門医制度についてです。

政府は都道府県に対し、病床削減のためコントロール機能をもたせるばかりか、今度は専門医制度を導入し、すでに新専門医の資格取得を目指す専攻医について、2020年度採用分から「都道府県別・診療科別の必要医師数」をベースにした新たなシーリング・採用数上限を導入することとなっています。

そもそも2036年の必要医師数について厚労省は、京都府では丹後253人、中丹483人、南丹332人、京都市・乙訓4375人、山城北1,105人、山城南265人で合計6,807人とされました。これに対し、上位供給推計で4,006人、下位供給推計で1,291人の医師が過剰となるとしています。都道府県ごとの2036年の診療科別必要医師数では、京都府は各診療科が軒並み「過剰」と推計されています。全体としては不足と推計される内科ですら448人過剰とされ、臨床検査や脳神経外科以外はすべて過剰とされています。これを踏まえ、医師養成へのシーリングがかけられてしまうと、いつそう地域医療に深刻な影響が出てしまいます。

そこで伺います。医師偏在指標・外来医師偏在指標に加え、診療科ごとの必要医師数推計が府域の地域医療にどのような影響を与えると受け止められていますか。現時点でのお考えをお聞かせください。

この問題の最後に、ではどうすれば医師不足を解決できるのか、についてであります。医師偏在が起こる大本の理由は医療保険制度にあります。現在の医療保険制度は、経済が疲弊し、人口が減少している地域では、患者さんが確保できず採算がとれないため、医療提供体制の充実ができないという状況になってしまいます。したがって公的医療機関や開業医さんらの努力で実質支えられているのです。ところが政府は医師養成を制限し、さらに救急まで開業医に迫るなど、提供体制壊しにつながる政策ばかりとっているのではないのでしょうか。

したがって、今の仕組みのまま医師偏在を是正する方法は、地域経済を再生させることと一体でなくてはなりません。実際、先に紹介した笠置町の伊佐治先生は、シンポジウムで「合併が酷い事態を招いた。町や集落そのものをどうしていくのかが問われているのでは」と問題提起をされておりまして。しかしそのことは、すぐに解決できるわけではありません。そこで、それまでの間は行政の責任で医師を確保することが極めて重要です。

まさに公的・公立医療機関の役割が重要になります。にもかかわらず、政府は公的・公立医療機関を縮小する政策ばかり進めています。あらためて公的・公立医療機関の本府における役割の重要性について、国の動きとの対比でどうお考えですか、お答えください。まずはここまでお願いします。

【西脇知事・答弁】光永議員のご質問にお答えいたします。

医師不足の現状と対策についてでございます。京都府では、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要とされる方それぞれの状態にふさわしい適切な医療・介護を効果的・効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想を含む地域包括ケア構想を策定し、取り組みを進めてまいりました。こうしたなか、さる9月26日の国による「再検証」が必要な公立・公的病院名の公表は、あまりにも唐突で、全国一律の基準による機械的な分析結果に基づく一方的なものであり、地域住民に不安を与えるものであることから、きわめて遺憾である旨、全国知事会とともに国に対して強く申し入れをいたしました。これに対しまして、全国知事会など地方三団体と総務省、厚生労働省による「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」において、国の方からは「公表の指標に問題があって、誤解を招いたことはしっかり受け止め反省をする」「統廃合の方向性を機械的に決めるものではない」「今後の方向性については各圏域の地域医療構想調整会議の中で議論して頂ければいい」との説明がございました。

京都府では地域包括ケア構想の実現に向け、全病院の参加の下、地域医療構想調整会議を平成30年度はのべ40回、ちなみに31年度はこれまでに9回開催しており、地域の実態を踏まえた病院の役割分担や病床機能のあり方について、丁寧に議論を進めてきたところでございます。また京都府の地域包括ケア構想におきましては、高齢化の進展による疾病構造の変化や医療需要の増大に対応するため、令和7年に必要な病床数については、急性期から回復期等への病床機能の転換を必要とする一方で、総病床数は現状維持することとしております。今後とも国に対しまして、地域医療構想調整会議の結果を十分に尊重するよう、強く要請をしてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

【松村健康福祉部長・答弁】外来医療に係る新たな指標についてでございます。平成29年11月から31年3月までの、外来医療提供体制に関する医療受給分科会の議論を踏まえ、平成31年3月25日に改正された「医療提供体制の確保に関する基本方針」では、「外来医療に係る医療提供体制に関する基本的な考え方」の事項が新たに設けられ、「地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況を提供することで、医師の行動変容を促し、偏在の是正につなげていく」とされたところでございます。これまでから、開業を望む医師が独自に情報収集・分析し判断されてきたことから、京都府では新たに開業を検討するために必要な、地域における診療所等の医療機関情報や、患者の受療動向などの情報を地図上で可視化するなど、わかりやすく情報提供してまいりたいと考えております。

次に医師確保についてでございます。京都府が策定した地域包括ケア構想においては、令和7年、2025年に必要な病床数については、疾病構造の変化などにより回復期・慢性期病棟への機能転換は必要とするものの、病床総数は現状維持するとしていただいております。また本議会で中間案をご報告する医師確保計画においても、北部地域を中心に重点的に医師確保に努めるとしていただいております。国が試算した医師偏在指標で、京都府は全国上位3分の1以内の医師多数区域とされておりますが、国からは他府県の学生への奨学金対応も含め、これまでの医師確保対策の是正を求められておらず、今後とも地域医療を守る観点から医師確保の対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、新専門医制度についてでございます。平成30年度から開始された新専門医制度において、地域偏在、診療科偏在を是正する観点から、診療科ごとに採用できる研修医師の数に都道府県ごとに上限を設けられ、その算定には厚生労働省が試算した2024年の必要医師数が用いられています。京都府では19診療科のうち、全国最多の12診療科が対象となったことから、算定根拠の明確化や、地域枠医師を別枠とする、など国や関係機関に強く要望し、その結果、今年度については激変緩和措置がなされております。また、来年に向け、都道府県や関係団体の意見を踏まえつつ、そのあり方を見つめ直す旨回答があったことから、引き続き京都府の考え方をしっかり伝えてまいります。

次に、公立・公的病院の役割についてでございます。地域における医療体制は、公民問わずすべての病院がそれぞれの特徴を生かして確保されているところであり、京都府においては特に、公立・公的病院には、僻地や過疎地域に対する医療提供、周産期や災害等に関わる医療など政策医療を担っていただいております。今後とも地域医療構想調整会議において、地域の実情を踏まえ、それぞれの

病院の役割や病床機能のあり方について、丁寧に議論を進め、地域に必要な医療提供体制の構築を図ってまいります。

【光永議員・再質問】再質問をさせていただきます。再検証については、遺憾の意を表明されたようですが、やはり先ほどもあったように、調整会議等でしっかりと議論をして、その実態に合ったものになさなければいけませんし、医師確保計画もそうだというふうに思います。そうであるならば、やはり「撤回」を求めるといったことが必要だと考えております。その点は強く求めておきたいと思っております。

そこで質問は二点伺いたいと思っております。まず知事に伺いたいのですが、医師確保計画中間案では、医師確保の考え方として、他地域からの確保や地域枠等述べられていますが、全府が医師多数区域とされて、さらに先ほど述べたように新専門医で医師養成のシーリングがかかっていると、激変緩和といっても最終的にはシーリングがかかるということになりますと、府域内で医師確保することがいっそう困難になる可能性があるというふうに考えます。また自由開業制そのものを否定することにつながりかねません。その点は知事としてどうお考えですか。お答え下さい。

もう一点、京都府の計画案においても、例えば医療審議会で示された医師確保計画中間案では、重点領域として、二次医療圏を超えて対応すべき「くも膜下出血」や「解離性大動脈りゅう」は、「対応する医療機関を定め体制を整備」とされていますが、しかし審議会の中では、「救急医療に対応するためには一次的な治療が必要ではないか。重要ではないか」とする意見、もっともな意見が出されました。また周産期についても、産科・小児科においては「医療圏を超えた連携、医療機関の再編・統合を含む集約化等、医療提供体制の効率化を検討」等とするなど、これでは結局、医療提供体制が弱まる可能性が極めて高くなると考えますが、いかがですか。再度お答え下さい。

【松村健康福祉部長・答弁】光永議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、公的・公立病院に係ります役割についてでございますけれども、先ほどもご答弁をさせていただいたとおり、私どもとしてしっかりと地域医療調整会議の中で議論をしてみたいというふうに考えております。それから、脳血管疾患及び周産期に係る医療提供体制の関係でございますけれども、医療対策協議会並びに医療調整会議の中で、様々な議論、ご意見を頂いているところでございます。こうしたご意見も踏まえながら、取り組んでみたいというふうに考えております。

【光永議員・指摘要望】再質問したことにちゃんと答えて頂きたいわけですが、まあ時間がないので、もう一度再質問したいんですけども、今日はこの程度にとどめておきますが、いずれにしてもですね、私が再質問で聞いたのは、自由開業制にも影響があるんじゃないかと、その点について「どう考えますか」ということにもまともにないですし、また小児科・産科などの「再編・統合含む」なんて書かれていることは、「これでええんですか」ということ聞いたわけですが、これにもまともに答弁がないわけで、それやったら最初の答弁と同じじゃないですか。こういうやりとりじゃなくて、ちゃんと聞いたことに答えて頂きたい。そのこと強く求めておきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもですね、これは国が三位一体で、医師養成抑制して、医療提供体制の実態を見ないままベッド削減を軸にすすめるようとする動きそのもの、大本を変える必要が私はあると思っておりますので、そういう意味では、本府の計画をしっかりと実態に合ったものに進めるとともに、国と対峙するという、そういう立場に立った取り組みをしないと、これ物事が本当に、医療提供体制崩壊につながっていく可能性がある、いま本当に大事な時だというふうに思います。知事にはそういう決意と構えで臨んでいただくように求めておきたいと思っております。

指定管理者制度では府営住宅への公的責任が果たせない。見直すべき

【光永議員】次に、府営住宅のあり方について伺います。

本府は、これまで府営住宅の運営と管理を住宅供給公社に委託してきました。しかし本年4月から、乙訓地域、西京区、南丹地域で指定管理者制度が導入され、株式会社東急コミュニティに委託するよう

になりました。さらに、来年4月から京都市内にある22団地、約4000戸の府営住宅を対象として、指定管理者制度を導入することを9月定例会で報告され、今後、来年2月議会には指定管理者指定の議案が提案されようとしています。また今後、2021年度に南部、22年度に中丹・丹後地域の府営住宅にも広げようとしています。

本来、住民福祉の増進を目的に自治体が設置している公の施設の管理を、株式会社等の民間営利事業者にまで拡大すべきではなく、住民へのサービスを提供する公共性が保たなくなる、ここが非常に問題だと思えます。しかも本府は、舞鶴市の府営常団地で初めてPFIを導入したものの、例えば「要求水準書」では「滑らない床」とされているのに、「床がペンキ塗装でツルツルだ」だとか、「床が水平でない」等、予算額の約7割で落札された影響があるためなのか、様々な不具合が出ていると住民から苦情が相次いでいます。

また今年の9月議会の決算書面審査で、民間の指定管理となった府営向日台団地の給水塔に落雷があったときに、水が出なくなり、管理会社が対応しなかったため、急きょ向日市が給水車を出した事例がありました。落雷や昨今の連続する災害等により想定外の事態が起こった場合、契約上、記載がなければ対応しない、あるいはできないことが起こる可能性があり、今回、向日台団地で現実になってしまったのではないのでしょうか。

また、私はこの間、三つの府営住宅にお住まいの方々とお話をしてきましたけれども、「排水パイプがつまり溢れるが、民間管理になったらすぐ対応してくれるのでしょうか」「3m以上の樹木のせん定は今後もやってくれるのでしょうか」など、心配の声が多数出されていました。指定管理者制度の導入についても、「なぜ、住んでいる私たち居住者に事前に知らせないのか」「現状でも2万円も出して水道の補修したけれども、民間になればもっと自己負担が増えるのではないのか。台所修理も費用が出ないんじゃないか」「災害などいざという時、キッチンと対応してくれるのか」など、不安の声も多数お聞きしました。

そこで伺います。本府の責任で、事前に制度の変更について住民の方々に説明を行い、「なぜ指定管理者を導入をするのか」「その結果、住民の皆さんの不安にどのように答えるのか」について、どう対応されるのでしょうか。具体的にお答えください。

総務省は今年5月に、2018年の「指定管理者制度導入状況調査」を発表しました。そこでは、指定取り消し、業務停止は2657件にもなっています。制度が導入されて以降12年間で9480件にも及んでいます。その結果1632件、6割が休止・廃止。施設の統廃合、民間への譲渡・貸与等が1467件となっています。また「直営に戻す」場合も791件、3割もありますが、専門職員や技術、ノウハウの蓄積も薄くなるなど問題が発生していることが報告されています。

政府は「自治体戦略2040構想」を提起し、「公の施設」への指定管理者制度の導入を戦略の切り札の一つとしていますが、そもそも「公の施設」である府営住宅は住民の福祉増進を図るものであり、自治体の根幹をなすものであります。ましてや府営住宅は、住まいのセーフティネットとしての役割があるわけです。実際、私がお聞きした方は、「これまで税金もきっちり払い、家賃滞納もせず、まじめにコツコツ働いてきた。高齢になり、生活が苦しくて今は府営住宅にお世話になっていて安心しているのに、新たな不安が舞い込むのはしんどい」と言われています。

そこで伺います。府営住宅に指定管理者制度を導入し、管理・運営を、利益を追求する民間委託にすることは、住民の福祉の向上と公的責任が果たせないのではないのでしょうか。本来、府の責任で行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

国の補助事業も活用し、住民の身近な移動確保策の検討を

【光永職員】次に、地元の府営岩倉団地に関わって伺います。

現在8棟のうち3棟にはエレベーターを設置されているものの、山の斜面に建物があるため、路線バスの終点から坂を歩いていかなければなりません。いまお住まいの方の平均年齢が70歳を超えておられるため、買い物して荷物を持って帰ったり、暑い夏に坂道を歩くのが本当に大変で、ワンメーターをタクシーに乗らないと帰れないという方も多くなっています。このため、これまでから、住宅内にバスやオンデマンドタクシーなど公共交通がなんとかならないかと繰り返し要望が出されてきたものの、その

実現には至っていません。

昨今、こうした地域が増えていることに加え、観光対策等として、国土交通省がグリーン・スロー・モビリティの導入にむけた支援をはじめています。これは、電動で時速 20 キロ未満で公道を走る四人乗り以上のもので、坂や狭い道のある横浜市では、京急電鉄、横浜国大、横浜市が連携して電動ゴルフカートをベースに実証実験を実施。また岡山県備前市では、福祉と連携した「高齢者向けラストワンマイル移動サービス」等、全国 50 地域で実証実験や導入が進められています。本府でも伊根町の観光の一環として舟屋周辺を走る実験が行われたとお聞きしています。

そこで、国の補助事業なども活用し、住民等と協議して、また市町村と連携し、岩倉団地のように高齢化や坂道等に対応した住民の身近な移動の確保策を具体化すべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

【中山建設交通部長・答弁】 府営住宅のあり方についてでございます。

府営住宅の指定管理者制度につきましては、平成 30 年 3 月の包括外部監査の指摘を受け、今年度より住宅の管理運営の効率化を図り、あわせて民間のノウハウを活用したさらなるサービスの向上を目的として、導入を開始したものでございます。

指定管理者制度の導入にあたりましては、今年度の乙訓・南丹地域をはじめとして、府内を 4 地区に分け、導入した地域における業務状況を検証した上で、順次指定管理者制度による管理に移行する方針で取り組むこととしております。

府営住宅における指定管理者の業務といたしましては、入退去の手続き、家賃の徴収や滞納整理等の事務の他、空き家修繕などの小規模な修繕工事を含むものとしております。本年 4 月から指定管理者制度に移行した乙訓・南丹地域の府営住宅では、現在までのところ入居者などから、業務状況に関する苦情は出ておらず、団地自治会に対して実施したアンケート調査でも良好な評価を得ており、また修繕工事についても、府職員による検査において支障がないことを確認しております。このような状況をふまえ来年度からは、西京区を除く京都市の地域においても移行することとし、指定管理者の選定手続きを進めているところでございます。

京都市地域の指定管理者の導入手続きにつきましては、対象となる団地自治会のみなさまに対し、今月から来年 1 月にかけて、指定管理者の候補団体とともに説明会を開催する予定で準備を進めており、入居者のみなさまからのご心配やご要望に対しましては、丁寧に対応をしております。

指定管理者制度導入後の本府の責任についてでございますけれども、指定管理者は京都府が提示した仕様に基づき、これまで公社が実施してきた管理代行と同様の業務を実施し、その業務内容については京都府が確認し、必要に応じて改善を指示することとしております。また、入居決定等の権限行使やエレベーターの設置等の大規模な工事につきましては、京都府が直接実施することとしており、引き続き府営住宅が住宅セーフティネットとしての役割を果たすよう、京都府が責任を持って対応をしております。加えて、乙訓・南丹地域の自治会からは、住民アンケートにおいて、指定管理者から提案されております高齢者への見守りサービス等への期待が多く寄せられており、すでに、指定管理者によりこうしたサービスが各団地において実施されているところでございます。

住民の身近な移動の確保策についてでございますけれども、京都市内の地域公共交通の確保につきましては、まずは京都市が主体的に検討するものでございます。まずは地域住民と京都市が協議され、必要な公共交通について検討されるべきものと考えており、京都府といたしましては、京都市等から要請があった場合等には、運行方法、あるいは国の支援制度等について、助言を行ってまいりたいと考えております。

【光永議員・再質問】 再質問をさせていただきます。

岩倉団地については、団地そのものが府のもので、斜面にあります。したがって、もちろん公共交通全体については、市町村との連携もちろん必要ですけれども、やはり直接持ち主、管理主でもありますから、そこはそれと違う状況もあるだけに、京都府がイニシアティブを握って、国の補助事業なども使

ってですね、やれることは率先してやって頂きたいなど、これは強く求めておきたいと思います。

そこで、3点再質問をします。

1つ目は、指定管理者を導入して検証した、それにアンケートをしたとが、意見を聞いたとか言われていますけれども、最初の質問で指摘したとおり向日台団地の落雷の件についてはどうだったのか、それについての検証はいかがだったのかと、それは今後指定管理者を導入するにあたって何か是正されたのか、あるいは検証されていないのか、その辺りについてははっきりとお答え頂きたい、説明いただきたい。

2つ目は、指定管理者の導入について、指定管理者団体を決める前になぜ説明会を行わないのか、ということの理由をご説明頂きたいと思うんです。条件が何かこう変わるから、指定管理者団体が決まってから説明するっていうことになると、それは住んでおられる方はお困りになるわけだから、なぜ指定管理団体が決まる前に、あるいは指定管理者制度を導入する前に説明をしなかったのか、ということについてははっきりと説明を頂きたい。

3点目は、すでに府営住宅の管理に乗り出した東急コミュニティ、これ事務所が乙訓・南丹府営住宅管理センターとしてありますが、11月の空き家募集を見てもみると、募集要項に「来客用駐車場はありません」というふうに大きい字で明記をされています。しかし、東急コミュニティを指定管理とする際の仕様書を読みますと、管理業務の拠点等の項目の中に、住宅管理センターには来客用駐車場の確保が必要というふうに明記をされています。こういう事態が起こっているんですが、この事態を部長はつかんでおられますでしょうか。公営住宅であり、住まいのセーフティネットであるべきところの公的責任を、これで府が果たしていると言えるのでしょうか。お答え下さい。

【富山建設交通部長・再答弁】再質問にお答えをいたします。

まず、向日台団地の断水に関してでございます。今年9月の落雷によりまして、向日台団地におきまして断水が生じております。これは、団地で唯一の受水槽の受電設備に落雷し、高架水槽への給水が停止したことにより生じたものでございます。この際、指定管理者は複数の職員を現地に派遣し、緊急修繕や入居者への対応を図り、緊急修繕にすみやかに着手した上で、深夜までには復旧が行われたところでございます。その間、住民の方への給水のため、向日市水道部局の協力を得て、給水車による浄水の供給を頂きました。この際、府と指定管理者との間の調整がうまくいかず、給水車の出動要請自体に1時間程度の遅れを生じたという反省がございます。これにつきまして、原因といたしましては、府と指定管理者との間に、こういったケースにおいて給水車の出動要請をする、ということに関する明確な規定がないということが判明いたしております。この問題を踏まえまして、現在、災害時の対応マニュアルの作成を進めているところであり、災害時における指定管理者の役割を明確にし、迅速かつ適切な対応を図ることができるように、整理をしまいたいというふうに考えています。

2点目の事前の説明についてでございますけれども、今回の京都市域への府営住宅に対する指定管理者制度の導入につきましては、指定管理者公募の際、9月でございますが、記者発表を行ったところでございます。しかしながら、今月から各住宅において進め行う際には、先ごろ選定された指定管理者団体が同席することによりまして、入居者の要望を直接聞くなど、より具体的で丁寧な対応をさせて頂けるものというふうに考えてございます。

それから、3点目の株式会社東急コミュニティにおける駐車場の確保についてでございますが、この詳細な点については、私の方では承知しておりません。これからの指定管理者との協議のなかで、十分に対応してまいりたいというふうに考えております。

【光永議員・指摘要望】結局、答弁聞かしてもですね、向日台団地の件も災害時のマニュアルがないと、ないのは問題なんですけれどもね、これ府が直営でやっていたり、供給公社などでやっていたら、災害あったら即現場に出ていくということになってたわけですよね。それで、先ほどの住宅管理センターの問題も、民間がやっていると。それがどうなっているか京都府としてはつかんでませんと。こんなバカなことが果たしてあるんでしょうか。やはり、公的責任ということが実質奪われていると。それを、

利益のために京都府が率先して民間に委託していくと。こういう考え方自身が非常に問題だと私は思うわけで、そういうあり方自身を見直すとともに、府営住宅については今後の拡充方針、これは見直して頂きたい。そのこと強く求めて、質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

成宮まり子議員（日本共産党・西京区）

2019年12月10日

自衛隊・職業体験での銃火器操作は問題。 自治体から自衛隊への名簿提供はやめよ

【成宮議員】日本共産党の成宮まり子です。通告にもとづき知事並びに関係理事者に伺います。

まず、自衛隊と米軍についてです。

10月4日、舞鶴海上自衛隊での中学生の職業体験学習で、生徒2人に掃海艇「すがしま」の機関砲の操作体験をさせていたことが明らかになりました。我が党は、10月25日に舞鶴市議団が舞鶴市教育委員会に申し入れ、12月3日に倉林明子参議院議員秘書、舞鶴市議団とともに我が党府会議員団として舞鶴海上自衛隊に抗議の申し入れを行いました。海上自衛隊も舞鶴市教委も「自衛隊で安全性を確認しており問題はない」とし、さらに海上自衛隊は、今後も実施する可能性について否定しなかったことは重大です。

府教育委員会は10月31日の京都教職員組合の申し入れに対し、「はなはだ不適切とは言えない」とされたと聞きます。しかし今回の事態は、安全だから、模擬弾だから良いなどという問題ではありません。また、中学生の職業体験先に自衛隊が含まれることの賛否というレベルの問題でもありません。公教育の時間に銃火器を中学生に操作させることは、教育基本法が教育の目的を「平和で民主的な国家、及び形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」としていることに逸脱するものであり、また中学生という、判断力が未熟で命や平和の大切さを学ぶ過程にある子どもたちへの当然なされるべき教育的配慮に欠けると言わねばなりません。

そこで伺います。舞鶴海上自衛隊での職業体験学習の場で中学生に銃火器を操作させたことは、公教育からの逸脱という重大な問題だと考えますが、いかがですか。

また、府教育委員会として、今後こうした事態を繰り返さないため、舞鶴市教育委員会とともに保存記録などを精査し、どのような体験が行われたのか、事前の中学校と自衛隊との確認はどうだったのか、なぜこうした事態が起きたのかなど、事実関係を徹底して明らかにすべきです。いかがですか。

いま自衛隊・防衛省は、自衛官募集のために子どもや若者へのアプローチ、特に学校や自治体への働きかけを強めています。その下で自治体による自衛隊への個人情報提供が広がり、府内では10市町村が紙媒体で名簿を提供しています。

なかでも京都市が、この4月に、18歳と22歳になる市民2万6601人分の氏名と住所を、本人同意もなしに宛名シールで提供したことには、当事者である若者や保護者、市民から厳しい批判が上がっています。全国20政令市のうち、名簿を一括提供しているのは今春時点で4つしかなく、とりわけ京都市による宛名シール方式は、全国でもまれなものです。自衛隊が個人情報を使いやすいようにと、市が自ら宛名シールまで作成する方法は、昨年、防衛大臣の依頼を受けた後に京都市が自ら持ちかけたことや、加えて宛名シールのコピーまで渡していたことも判明しています。ここまで自衛隊に積極的に協力する京都市の姿勢は、全国でも突出したものと言わねばなりません。

京都市はその根拠として、「法の定めがあれば個人情報を提供できる」などと個人情報保護条例をゆがめ、自衛隊法97条と同法施行令120条を持ち出しています。知事も昨年の12月議会で、名簿提供はこれらの法令に基づき行われたものとされました。しかし自衛隊法97条は、自治体が「自衛官募集に関する事務の一部を行う」としているだけであり、施行令120条は「防衛大臣が提供を求めることができる」との規定で、何をやるべきかは定められておらず、義務とはなっていません。これは決算特別委員

会でも総務部長から答弁がありました。だからこそ府内 26 自治体のうち 16 自治体は、名簿提供はしていないのです。

そこで、自衛隊法 97 条、自衛隊法施行令 120 条にもとづいても、自治体による名簿提供は義務ではないことをあらためて確認したいのですが、いかがですか。

本来、住民の個人情報を守るべき立場にあるのが自治体です。宇治市では「住民基本台帳法には閲覧の規定しかなく、市の個人情報保護条例に基づいても提供はできない」とし、福岡市では「市の個人情報保護条例に抵触する」「市条例では『法の定めがあれば個人情報を提供できる』が、自衛隊法施行令は具体性に欠け、定めとは言えない」としています。全国的にも紙や電子データでの名簿提供は 36% の自治体でしか行われていません。こうした状況からも、住民の個人情報保護よりも自衛隊への情報提供を優先する京都市の姿勢は重大です。

自治体の役割は、自衛隊への名簿提供などではなく、住民の個人情報を守ることだと考えますが、いかがですか。

自衛隊と米軍との共同化・一体化は危険。オスプレイの飛行中止を求めよ

【成宮議員】 いま、自衛隊への入隊者が減少していますが、その原因は何より、安倍政権が進める、海外での武力行使の可能性を伴う自衛隊の任務拡大にあるのではないのでしょうか。

先日、西京区の陸上自衛隊桂駐屯地で創立 65 周年記念行事が開催されました。「装備品展示」では戦車、迫撃砲、機関銃、軍用ボートなどが並び、子どもたちの高機動車体験乗車も行われ、「戦闘訓練展示」では軍用ヘリ、空砲射撃も含むゲリラとの戦闘・格闘シーンが公開され、参加者からは「まるで海外での戦闘の訓練のようだ」との声が寄せられています。

政府はいま、中東沖への自衛隊派遣を年内にも閣議決定しようとしています。アメリカ主導の有志連合が年明けに本格的な軍事活動を始めれば、一気に緊張が高まり、武力行使の危険性が増すと指摘される下で、自衛隊の派遣は絶対にやめるべきです。

自衛隊にどんな役割を期待するかという内閣府の世論調査でも、「災害派遣」が 79.2% と最も高く、以下、「国の安全確保」60.9% など、武力行使を伴う海外派遣は国民の願いではありません。府民の自衛隊への期待も、海外派遣や武力行使ではなく、災害派遣や専守防衛での役割発揮にあるのではないのでしょうか。

その自衛隊と米軍との共同化・一体化も重大です。

12 月 1 日から滋賀県饗庭野で日米合同演習が行われています。近畿中部防衛局によれば、自衛隊員約 450 人、米海兵隊員約 300 人が参加し、初めて香川県・国分台、岡山県・日本原、三重県・明野の演習場を同時使用してオスプレイが飛行し、オスプレイから自衛隊ヘリへの給油など長距離機動訓練が特色とされています。1 日、高島市での「合同演習反対あいばの大集会」に行ってきました。現地からは、「昨年の誤射による一般車両の被害や今年 9 月の砲弾落下など事故が相次いでいる」と怒りの声が上がりました。

さらに、京都府域でもオスプレイ目撃情報が相次いでいます。5 日に西京区の方から、「2 機が桂坂上空を東から西へ飛んでいる」と、写真も私のところに寄せられました。昨日、わが党議員団として知事に申し入れを行ないましたが、前回 2 月の合同演習に続き、危険なオスプレイが飛行ルートさえ示さず、勝手に府民の頭上を飛ぶなど、府民の安心・安全を脅かす日米合同演習、オスプレイ飛行は中止するべきではないのでしょうか。

また、稼働から丸 5 年を迎える京丹後米軍レーダー基地については、11 月 10 日に「米軍いらんちゃフェスタ」が行われました。銃器や防弾服、ガスマスクを着け、基地の外へ銃口を向けた訓練など、相次ぐ米軍の約束違反に、参加者 700 人から怒りの声が上がりました。こちらでも、2017 年から陸上自衛隊が米軍施設を警護する警護出動訓練が始まるなど、米軍と自衛隊との共同化が拡大しています。昨年 10 月に日本やグアムの通信・迎撃施設の統括司令部が神奈川県に新設される下、京丹後の基地にもアメリカ本土防衛の最前線基地としての役割が要請され、実際に攻撃対象になる想定での訓練が、自衛隊も巻き込んで激化しています。

こうした自衛隊と米軍との共同化・一体化は、海外での日米一体の戦闘を想定したものであり、憲法が定めた専守防衛とは相いれません。そこで伺います。響庭野日米合同演習においては、府民の安心・安全を守る立場からオスプレイ飛行中止を求めるべきであり、少なくとも飛行ルートを事前に明らかにするよう要請すべきです。いかがですか。お答えください。

【西脇知事・答弁】成宮議員のご質問にお答えいたします。

自衛官募集に際しての、市町村から防衛省に対する宛名の提供につきましては、自衛隊法第97条及び同法施行令120条に基づき行われており、これらの事務は、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとされる、第1号法定受託事務として実施されているものでございます。国からの提供の求めに対し、自治体が応じることを強制されるものではありませんが、各自治体はこれらの法的根拠に基づき対応しているものでございます。個人情報の保護に関しましては、各自治体において個人情報の保護に関する条例等の法令の根拠に基づき、適切に運用されることが重要と考えております。自衛官募集に際しての宛名の提供につきましても、さきに述べましたように、各市町村において法令の根拠に基づいて適切に判断されているものと考えております。いずれにいたしましても、自衛官の募集は法令上明確に自治体の事務と位置付けられており、今後とも法令に基づき、適切に対応していくべきものと考えております。

【藤森危機管理部長・答弁】自衛隊の役割についてでございます。自衛隊の役割は、自衛隊法により、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持に当たるものと規定されております。災害派遣につきましては、公共の秩序維持の一環として、都道府県知事が災害に際して人命・財産の保護のために必要であると認める場合、部隊等の派遣を防衛大臣等に要請することができる旨、規定されております。京都府におきましても、知事の派遣要請により、平成24年の京都府南部豪雨など3年連続で人命救助等を実施いただきました他、昨年7月豪雨災害におきましても、京都市における桂川の水防活動や、綾部市、舞鶴市における人命救助等を実施していただいたところであり、引き続き自衛隊と密に連携し、災害時の府民の安心安全確保のための体制確保に努めてまいりたいと考えております。

我が国の安全保障にかかわる自衛隊の活動のあり方につきましては、国の専権事項であり、国において国民に対する丁寧な説明と適切な判断がなされるべきものと考えております。

【勝目総務部長・答弁】オスプレイについてでございます。

滋賀県での日米共同訓練にオスプレイを参加させるか否かにつきましては、安全保障に責任を持つ国において判断されるものでございます。京都府としては、府民の安心安全を守る立場から、その訓練中における運用に際し、地域住民の安心安全に万全を期すとともに、オスプレイが京都府上空を飛行するような場合には、飛行ルートをすみやかに提供するように、これまでから求めているところでございます。このたびの訓練実施に当たっても同様に申し入れておりましたが、12月5日に京都市の市街地近傍の上空をオスプレイと見られる機体が飛したのではないかと、この新聞報道がございました。防衛省に確認したところ、「米軍の運用にかかわる事項であり承知しておらず、確たることをお答えすることはできない」との回答でしたが、京都府としては、報道当日ただちに知事名で防衛省に対し文書申し入れを行い、「京都市中心部から視認できる位置でのオスプレイの飛行がなされたとすれば、府民に与える不安も大きく、まことに遺憾であり、オスプレイの運用に当たっては安全対策に万全を期すとともに、事前に関係自治体へ飛行ルートを情報提供する」よう求めたところでございます。いずれにいたしましても、今後とも府民の安心安全を守る立場から、問題が生じるような場合にはすみやかに厳しく対応を求めてまいります。

【橋本教育長・答弁】成宮議員のご質問にお答えいたします。

中学生の職場体験についてであります。新学習指導要領におきましても、望ましい勤労観・職業観

を育むキャリア教育の充実が求められているなか、職場体験の機会が自己の能力、適性等についての理解を深め、職業や進路、生き方にかかわる啓発的な体験となるよう、各市・町の教育委員会において取り組まれているものであります。

ご質問の舞鶴海上自衛隊での職場体験学習につきましても、本年10月に舞鶴市内の中学校が、海上自衛隊の協力を得て実施したもので、掃海艇の役割や任務等学ぶなかで、掃海艇搭載の機雷処分用火器の取り扱いについて、模擬体験を行ったものと承知しております。舞鶴市教育委員会からは、海上自衛隊において職場体験の趣旨をご理解いただいたなかで、安全性を確保したうえで実施されたとの報告を聞いており、現状において特段の問題があったとは考えておりません。府教育委員会といたしましては、今後とも本件を含め、必要に応じて各市・町の教育委員会から相談等があった場合には適切に判断をし、指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

【成宮議員・再質問】 お答えいただきました。まず、自治体による自衛隊への名簿提供の問題は、個人情報提供は要請はできるけれども、受けた自治体の側が強制されるものではないと。つまり義務ではないということです。私ども、その自治体への要請そのもの中止すべきと考えますけれども、自治体が強制されるものではないということが明らかになった。これは確認しておきたいと思います。

再質問を2点させていただきます。

まず、オスプレイの飛来についてです。申し入れをされたということですが、これ実は、日米合同委員会の場でも、「できるだけ米軍機は住宅地を避ける」、こういう約束があるんですね。そういうことはご承知と思います。あるんだけども守られないで、今回のように京都市域、市街地のすぐそばを、全く情報も明らかにしないまま「我が物顔」で飛行する。こういう状態がいま起こっているわけです。相手側のこういう態度に対してですね、「遺憾である」と、「ルートを事前に示すように」と言うだけでよいのかどうかということが、いま問われているんじゃないでしょうか。府民の安心安全を守るためには、「府民の上を飛ぶな」と日米両政府に厳しく言うべきではないかと思いますが、この点、再度お答えいただきたいと思います。

それからもう一点、中学生の海上自衛隊での銃火器操作についてです。職業体験一般の話や、また自衛隊での職業体験が是か非かというレベルの問題ではなくて、先に指摘するように、銃火器の操作ということをご教育の場で行った、このことがたいへん重大だというふうに指摘しているところでございます。それで、いまのご答弁だと、一般論に終始をして、結局とりわけ悪いことだったとは言えないということですから、これ重大な容認する姿勢だと言わなければなりません。その点で、先ほども紹介しましたが、海上自衛隊は我が党が12月3日に申し入れた時に、今後も銃火器操作を実施する可能性を否定されなかったわけです。それも含めて容認ということになれば、今後もくり返されかねない、拡大しかねない、こういう問題だと思うんです。今回の事態は、教育基本法や教育の理念、子どもへの教育的配慮から、あってはならないというふうに私ども指摘しているわけですが、教育長は今後もこれを継続していてもよいというふうに考えておられるのか、そのことをお答えいただきたいと思います。加えて、事前の学校とのやりとりがあったのかなかったのか、銃火器操作というものが計画にあったのかなかったのか、そのことも含めてお答えいただきたいと思います。

【勝目総務部長・再答弁】 オスプレイに関する、成宮議員の再質問にお答え申し上げます。

京都府からの申し入れに対しまして、防衛省の方からは、「京都府知事からの申し入れを重く受け止めている」米海兵隊に対して京都府からの申し入れ内容を伝えるとともに、市街地上空の飛行を避けるなど安全性の確保の徹底について申し入れた」との説明も受けているところでございます。原則、オスプレイの運用そのものにつきましては、安全保障に責任を持つ国において判断されるものであり、国においてしっかり安全性についても確保していただきたいと考えております。京都府としては、府民の安心安全を守る立場から、問題が生じるような場合には、我が国の安全保障に責任を有する防衛省に対し、すみやかに厳しく対応を求めてまいります。

【橋本教育長・再答弁】成宮議員の再質問にお答えいたします。

自衛隊における職場体験の継続のお尋ねでありますけれども、先ほどお答え申し上げましたように、今回の体験につきましては、職場体験の趣旨を理解いただいた上で、安全性をしっかりと確保して実施されたと、このように舞鶴市教育委員会から聞いております。従いまして、現状において特段の問題がないというふうにもふまえておまして、引き続き特段のご相談等があれば対応してまいりたいというふうにも考えております。

それから事前の学校の把握につきましてはであります。各学校におきましては、それぞれの事業所と体験内容等について、事前の打ち合わせによって把握をしておりますけれども、詳細な内容につきましては体験の趣旨をご理解いただいたなかで、生徒の状況もふまえて受け入れ先において検討し、実施をいただいているものというふうにも認識をしております。

【成宮議員・指摘要望】オスプレイの飛行については、「重く受け止める」というお答えがあったということを紹介されましたけれども、それで約束が守られていない実態があるわけで、これは府民の安心安全を守る立場として、日米両政府に対して「府民の頭上を飛ばす」ということを厳しく求めるべきと、指摘をしておきます。

それから、自衛隊での中学生の銃火器操作の問題です。私は、自衛隊での職場体験一般の話をしているのではなくて、そこで銃火器操作が行われたことについて、どうなのかということを知っているわけです。いまのお答えで、学校との確認、詳細つまり銃火器操作ということについては、打ち合わせ・確認はなかったというふうにも受け止めました。ないのに、自衛隊の判断で銃火器操作をやらせていたということでは、本当にこれ大変な事態であり、それも含めて「特段問題がない」とされる教育長のお言葉というのは、府民や、とりわけ子どもを持つ保護者の皆さんはどんな思いに感じられるだろうか、ということに危惧せざるを得ません。これは絶対に繰り返さない、拡大しないという姿勢こそ本府の教育長に求められること、厳しく指摘をしたいと思っております。

さて、平和の問題では、先日アフガニスタンで、中村哲医師の訃報が伝えられました。日本、アフガニスタン、世界中の人々が涙を流しておられます。かつて、中村医師の京都での講演を聴きました。「日本は憲法9条を持つ国として尊敬されている。だから私たちの活動の土壌が開かれる」と、そして「自衛隊を中東地域へ派遣することは、平和の構築をめざす活動に障害をつくりだす」と、自らの経験に照らして静かに語られたことを思い返すものです。いま政府のめざす道は、平和への努力をねばりよく進める世界に逆行するものであります。知事も、府民の平和の願い、そして世界の人々の平和を願いに寄り添い、いまの政府にしっかりと対峙していただくように求めて、次の質問に移らせていただきます。

「表現の自由」を守り、表現と議論の場を保障する文化行政を

【成宮議員】次に、「表現の自由」と文化行政のあり方についてです。

一昨年改定された文化芸術基本法では、前文で「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」とし、「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識」するとの文言が加えられました。これを受け、文化行政には表現の自由、自主性を尊重する役割が求められます。ところが、これに重大な波紋を投じたのが、「あいちトリエンナーレ2019」の企画展「表現の不自由、その後」を巡る一連の経過です。

展示内容に対し、テロ予告や脅迫が殺到するなかで企画展はいったん中止に追い込まれましたが、再開を求める世論と運動の広がりにより、一定の条件の下に再開されるに至りました。ところが政府は、内閣官房長官が展覧会への補助金不交付を示唆し、その後文化庁は審査委員会を開くことさえなく、テロ予告や脅迫の責任を展覧会実行委員会に押しつけ、補助金全額を不交付としました。これに対し、「表現の自由」を求め、文化庁に決定取り消しを求める世論と運動が全国に広がり、京都でも文化人で行く「表現の不自由を憂える京都アピールの会」がアピールを発表し、賛同が広がっています。

この問題では、愛知県だけでなく、国と自治体の文化行政のあり方が問われています。各地で、市の

映画祭で「慰安婦」を扱った映画の上映が中止されたり、美術展で「少女像」の写真を使った作品が展示できなくなるなどしています。こうした「表現の不自由」が広がり、社会に萎縮の空気が蔓延すれば、民主主義の土台が崩れてしまいます。

そこで伺います。「あいちトリエンナーレ」への文化庁による補助金不交付の決定は、「表現の自由」を保障し「検閲の禁止」を定めた憲法21条や文化芸術基本法に反すると考えますが、いかがですか。「文化の振興」を本来の仕事とする自治体の文化行政は、多様な表現を不当な攻撃や偏見から守り、表現と議論の場を保障する役割も担っていると考えますが、いかがですか。

また、文化への支援のあり方として、欧米では「アームズ・レングスの原則」、腕を予算的にはしっかり支えるけれども、足は芸術家が自ら立つべきで口は出しません、ということが重要とされています。文化施設整備などの必要な予算は確保しつつ、その表現内容には介入しない立場が重要と考えますが、いかがですか。

京都こども文化会館は廃止でなく、存続と充実を本府の責任で

【成宮議員】次に、京都こども文化会館についてです。

先日、このホールで児童劇団やまびこ座の公演を小学生の息子と一緒に観ました。親子連れの多い客席には子どもたちの笑い声も響き、親子で楽しめるホールの大切さをあらためて感じました。

こども文化会館は、青少年の健全育成、優れた文化芸術に接する機会の保障、青少年自らが文化芸術を創造し発表できる場を提供するため、国際児童年を記念し、1982年に府と京都市が相協力して設置した、府内で唯一「こども」を会館名に冠した文化施設です。ところが昨年9月、こども文化会館あり方懇談会は、利用者の減少、存続に費用がかかるなどの理由で廃止の方向を示し、さらに本府はこの6月から施設を運営する財団との契約を「1年」に変更し、利用者の1年前からの仮予約を取りやめました。利用者には「いよいよ廃止方針が出るのか」と不安が広がっています。

開設から35年以上が経過しており、子どものための文化施設としての役割発揮には、当然、老朽化した設備の更新や、抜本的な改修、ホールをはじめ専門スタッフなどが必要です。ところが、それらの手立てをとってこなかったのは本府と京都市であり、責任が厳しく問われています。

昨年9月議会には、「京都こども文化会館を大切に守り☆よくする会」から、4700筆もの請願署名が寄せられました。その後も、「これまでの活動や発表を支えてくれた場所を失くすわけにいかない」と、新しい署名にもとりくまれています。

こども文化会館が、子どもたちの文化に接し、文化をつくり出す場としての役割をより発揮できるよう、現在の場所での存続、機能充実をはかることこそ本府の責任です。こども文化会館について、子どもを含む利用者や住民の声に耳を傾け、京都市と協議し、廃止でなく必要な改修や建て替えを行ない存続すべきです、いかがですか。

【古川文化スポーツ部長・答弁】文化芸術と、それを支える行政の役割についてでございます。

「あいちトリエンナーレ」に係る補助金の不交付決定につきましては、補助金を交付する文化庁が補助金適正化法第6条等に基づいて判断されたものであり、申請内容や支出目的をどのように審査されたかなど承知しておりませんので、補助金不交付の是非を判断する立場にないことをご理解いただきたいと思います。

表現の自由は憲法で保障された権利であるとともに、文化芸術基本法の前文において、「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨」としていることから、最大限尊重されるということは当然であると考えております。

【松村健康福祉部長・答弁】京都こども文化会館についてでございます。

京都こども文化会館は、昭和57年の開館以来37年が経過し、建物・設備の老朽化が進行しているとともに、平成24年度には利用者がピーク時から半減し、その後も減少傾向にございます。こうした状況にあることから、京都市とともに「京都こども文化会館のあり方懇談会」を設置し、利用実態や類似施設

の状況等について、客観的なデータにより現状と課題を確認するとともに、利用団体の意向調査も行いながら幅広くご意見を伺いました。平成30年9月に取りまとめられた報告書では、青少年の健全育成に大きな役割を果たしてきたものの、文化会館やロームシアターなど類似施設が立地条件に優れた場所等に整備されてきたこと、利用者が施設の近傍の方に固定し減少していること、交通の便や施設規模など周辺状況の変化から、経営努力による新規開拓や利用者回復はたいへん厳しい状況にあることなどの理由から、多額の税金をかけて大規模改修や施設建て替えを行うことに多くの府民・市民の理解を得ることは難しいのではないかとのご意見をいただいたところでございます。今年度に入ってから、電気設備の故障、修繕の必要が出てきているなど、維持管理経費の増大が続いており、子どもたちの文化芸術の振興を含め、将来に向けた施設のあり方について京都市と協議を進めているところでございます。

【成宮議員・再質問】 こども文化会館について再質問いたします。

いまも紹介いただいた利用者アンケートのなかでは、今後も「利用したい」、「利用したいが、利用しにくいところがある」、けれども改善も含めて利用していきたいと答えておられる方が98.8%で、ほぼすべての方が、改善も含めて利用し続けていきたいとおっしゃっているんです。そして、ご答弁にありましたけれども、老朽化や利用者減とおっしゃいますけれども、それは本府の責任が本当に問われる問題だと思います。ある劇団の方に聞きますと、「老朽化とともに人が減り、専門スタッフがいなくなることが深刻になっている」と。以前は、アマチュアや高校生の公演にも丁寧なアドバイスをしてくれた専門スタッフがいなくなっていて、「子どもへの良い文化の提供という本来の役割からいえばギリギリだ。事実上、立ち枯れに追いついてきた府と市の責任は大きい」とおっしゃっています。府の責任、この声をどう受けとめるのか、まず伺います。

もう一点、先日、利用者を含めた芸術文化関係者の集まりがありました。演劇や合唱やオペラ、美術などの創作に関わるみなさんが共通して、「子どもたちが生の芸術文化に触れる機会が越来越少なくなっている」とおっしゃっていました。「学校ごとの公演、市町村の全市公演も、予算も時間も削られている」「そういう時代だからこそ、こども文化会館は廃止したらいけない」と、共通しておっしゃっていました。本府として、子どもたちが生の芸術文化に触れる場を保障する、その役割をこども文化会館が担えるようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

この2点、お答えいただきまして、時間が来ましたので、私の質問終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【松村健康福祉部長・再答弁】 成宮議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、こども文化会館に係ります利用者の方々の声でございますけれども、先ほどもご答弁をさせていただきましたとおり、「京都こども文化会館のあり方懇談会」において、利用実態、また類似施設の状況とともに、利用団体のご意向も幅広くご意見をいただきました。そのなかで、交通の便でありますとか、施設規模の周辺状況の変化から、そういう意味ではなかなか回復は難しいのではないかというご意見もいただいておりますので、今回、京都市の方と、そのあり方も含めて協議をさせていただいているところでございます。

あわせて、子どもたちの文化振興についてでございます。これも先ほどご答弁をさせていただきましたけれども、文化会館、またロームシアターなどの類似施設、子どもたちが文化に触れる機会ができる類似施設の立地条件が優れた場所に整備をされてきているという事実がございます。こうした状況もふまえながら、私どもとしては子どもたちの文化芸術の振興を含めた将来に向けた施設のあり方について、京都市としっかり協議を進めてまいりたいと考えております。

農業に壊滅的な打撃を与える日米FTA協定の中止を国に求めよ

【原田議員】日本共産党の原田完です。知事、並びに関係理事者に農業問題を一括で質問いたします。

安倍政権は、TAGという新しい言葉まで作って実態を覆い隠そうとした「物品貿易協定」、その実態は日米FTAですが、これを短時間の審議で12月4日に強行しました。安倍首相は「ウィンウィン」と言いますが、米国側の自動車関税の撤廃は先送りされ、牛肉などの畜産物で大幅な関税削減を認めるといふ、日本の一方的な譲歩の協定です。日米共同声明で、「あらゆる分野を対象に協議して『第2ラウンド』の交渉を行う」ことまで合意したことは、あまりにも重大であり許せません。

20日に開かれた米下院歳入委員会の通商小委員会の公聴会では、今後の交渉では、コメや一部乳製品を対象とすること等を求める声が相次いだといひます。今回の協定を発効させ、今後も交渉を続けることで、まさに際限のない対米譲歩になる危険を指摘しなければなりません。

以前、農水省は、農産物輸入が世界レベルで自由化された場合、食料自給率が14%に落ち込み、コメ生産は90%減、豚肉・牛肉は70%減になるという悪夢の試算を公表しました。町村会の府への予算要望でも、国際化による農林水産物の価格の低下を危惧しています。TPP11、日欧EPA、日米FTAが進めば、この悪夢が現実のものになると、多くの農家と消費者は懸念しています。

国会での追及に、政府は不十分ながら影響試算を公表しました。過小評価の試算でも、TPP11、日欧EPAとあわせて、牛肉で15%、豚肉で11%、牛乳で10%の減少となっています。安倍首相は「影響ない」と強弁してきましたが、2018年度の自給率は37%と、あの冷害凶作だった1993年を下回る最低になっています。

FTAは「協定が発効して4カ月後に関税などで再交渉する」とされ、「7年後の見直し」とするTPPと比べても異常な大幅譲歩です。次の交渉では、コメの輸入枠の拡大、関税の撤廃で、日本農業が立ち行かなくなることは明らかではないでしょうか。

そこで伺います。本府の2018年11月の国への重点要望でも、日米TAG交渉への断固たる姿勢の対応、生産現場の不安に配慮した対応を求めています。農業分野の市場開放が避けられない状況にあります。TPP11、EPA、日米FTAで農産物分野での輸入自由化が進めば、日本の農業が初めに紹介したような壊滅的影響を受けることは明らかだと思いますが、知事のご所見はいかがでしょうか。

また、京都府の農業はよりいっそう厳しい事態に陥ることが予想されるが、知事は京都の農業をどのように考えておられるのかお聞かせください。また、京都府民の食糧確保、京都農業の安定発展のためにも、日米FTA協定の中止を国に求めるべきではありませんか。いかがですか。

京都の農業を守るために、戸別所得補償制度の復活を

【原田議員】次に、京都の農業に係わって質問いたします。

安倍首相は、農業総生産額も生産農業所得も過去最高になったと自慢しています。しかしその実態は、生産が減り、市場に出る量が減って価格が上がっているだけです。農地も基幹的農業者も販売農家も減り続けて生産基盤が弱体化しており、食料自給率低下の理由ともなっていることを、安倍首相はまったく見ていません。例えば左京区の奥の久多では、水稻を唯一耕作していた農家が来年度からは農業をやめると言われ、久多からコメ作りが消えるとともに、新たな耕作放棄地が増えようとしています。これが京都の農業の実態ですが、昨年集落営農組織の悉皆調査でアンケートが取り組まれました。農業、集落営農組織の厳しい実態が如実に表れています。

京都の農業は他府県から比べると総じて小規模であり、調査で、「5年後には集落営農組織が継続していない」が10ha未満では20%、10ha以上でも10%となっています。後継者育成問題では10ha未満で10%、10ha以上は14%が「課題である」としています。京都府は対策として、大規模化、スマート農業や農業の六次産業化、輸出強化などを言っていますが、水稻中心であり、圧倒的な農業者は置いてきぼりとなってしまいます。さらに国の戸別所得補償の廃止で、水稻農業はよりいっそう厳しい事態になっ

ています。転作支援で、酒米や飼料用米等への転換は取り組まれています。耕作面積1万4700haのうちわずか1050ha、7%にとどまっております。圧倒的農家は戸別所得補償の収入減が打撃となっています。京都府への町村会の要望でも、水田の活用、直接支払い交付金、水田対策の充実・強化、担い手育成の要望が出されています。

戸別所得補償の収入がトラクターなど農業機械の償却返済の財源となっていたが、その財源がなくなった下では、「この機械が壊れたら農業をやめる」という農家が増え続けています。少しでも生産意欲が湧くような支援として、食料自給率を引き上げるためにも、所得補償の仕組み復活が必要です。

そこで伺います。廃止前の京都の戸別所得補償総額は概ね7億円程度と聞きますが、農業の果たしている役割は、生命の維持に必要な食料確保とともに、人の営み、コミュニティ、地域経済を守り、素晴らしい里の景観を守り、環境保全、天然のダム機能、生物の多様性等々、計り知れないものがあります。農業の果たしている社会的貢献、社会コストとして、その公益性、役割に応じた支援が必要であり、国に戸別所得補償の復活を求めるとともに、国が復活するまでは京都府として支援を行うべきではありませんか。いかがですか。

中山間地域の農業振興へ、農業機械導入・更新への支援を

【原田議員】今日に至っては、高齢化による耕作放棄地の拡大など深刻な事態が進んでいるもとの、集落営農法人・組織は農地を守る最後の砦となっています。その集落営農組織が、いま厳しい経営実態にあります。設立から10年以上経過し、農業機械がすでに償却年数を過ぎ、老朽化で更新期に来ている組織が多くあります。機械の更新費用不足、運営資金の枯渇が深刻で、社長や責任者が無給状態に近いなかで支えても、存続が危ぶまれる憂うべき事態となっています。

また、耕作ができなくなった農地を個人で受託し、地域農業を支えている人たちは、もっと深刻な事態です。私の知り合いの専業農家の方は、自分の田圃は1町弱で、他は農業が続けられなくなった田圃を請け負って8町ほどの耕作をしています。「トラクターや田植え機、コンバイン、籾摺り機、色別機から冷蔵貯蔵庫まで設備はそろえた。投下資本の回収もおぼつかないが、息子が継いでくれれば」と地域の農業を守って頑張っています。口丹地域にある、農業公社でも受託しない耕作不利地を受託し、農業を支えています。府内各地に同じような思いで必死に支えている人たちへの支援が求められます。中間管理機構が土地集約と圃場整備を負担してまで集約化を図っているが、進んでいない実態が何よりももの証明です。

中山間地域の荒廃農地対策や農業振興にあたって、特に農業機械の設備導入・更新は、いまスマート農業や共同作業組織、品目の転換を条件にした支援制度となっていますが、いま求められているのは、農業機械への支援の条件を引き下げ、中古機械でも、品目転換や規模拡大でなくても、営農意欲があり継続して営農するより多くの農業者への支援が可能となる制度が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

新規就農者支援、鳥獣害対策の強化を

【原田議員】次に、新規就農者支援について伺います。

日本の農業を見ると、農業を中心的に担う基幹的農業従事者は、2010年の205万人から2019年の140万人へと減少しました。その42%は70歳以上です。このまま推移すれば、近い将来、大量リタイアで農業者の激減は避けられません。

新規就農者が就農して、数年でトラクターの購入時にローン契約を断られ、お金を工面して何とか購入したが、信用付与、資金面でも新規就農には厳しい状況となっています。京都府の次世代人材投資事業は、国が予算を減額する下で、林業・水産は減額した支援となっているものの、農業は減額することなく支援が行われていると聞きますが、国の予算は減少の一途となっています。対象年齢は50歳まで拡大されたが、先進農家や生産法人など、研修先によっては雇用関係で農の雇用事業を利用するように求められています。農業での雇用は厳しい状況にあり、農業で新規就農にチャレンジするためのハードルを

高くしたら新たな参入は望めない。京都府の新規就農者支援をどう強化しようとしているのでしょうか。お聞かせください。

次に、鳥獣被害に関わって質問します。今年は各地でクマの出没情報が流れ、鳥獣の被害に各所で悲鳴の聲が上がっています。電柵やメタルメッシュ柵が積極的に取り組まれています。鳥獣被害は農業への意欲を失わせる事態となっています。また、メタルメッシュの防護柵は大きな効果があり、兵庫県ではシカやサル対策も兼ねてメタルメッシュの上に電柵をつけて防護する取り組みもあるように聞きますが、設置から10年以上経過し修繕が負担となっている。かつては現物支給だったが、現状の助成は、14年の耐用年数が過ぎたものや新規の場合は自己設置なら1mあたり2,500円、委託施工なら50%助成となっています。

耐用年数前の修繕は、自己負担か中山間地域等直接支払制度、生物多様性保全推進事業補助の活用と言われるが、農業そのものが厳しいなかで、負担軽減支援制度の強化が望まれています。営農継続への支援として、鳥獣害対策への支援強化を国に求めるとともに京都府独自の支援施策の検討が必要と思うが、いかがでしょうか。お答えください。

鳥獣害駆除では、ある自治体では、猟期に入る前なら1頭1万2000円の助成が出るが、猟期になると3頭までは補助にならず、4頭目からメスシカ1頭5000円の補助が出るものの処理費用にもならないため、罠にかかっても逃がしてしまうようなこともあるやのようにお聞きします。現状の補助制度の仕組みでは魅力がなく、積極的駆除推進へ制度の強化の見直しが求められると思いますが、いかがでしょうか。

廃止された種子法の復活を。種子条例制定で「食の安全」を守れ

【原田議員】次に、種子法廃止に関わってです。

主要農作物種子法が廃止されて2年半。安倍内閣は、「民間の参入を妨げる」ことを同法廃止の理由としました。戦後営々と続けられてきた、種子法に基づく種子供給と品種改良の継続性に対し、まったく配慮に欠けたものです。モンサント等の国際メジャー企業が世界の種子を寡占化しています。食料安保の上でも日本の種子を守ることが求められます。

先日、福井県の福井米戦略課に直接伺って、種子条例制定の調査をしてきました。県はJAや農家から種子法廃止に伴う不安の声を聴き、原種、原原種を守り、地域の気象条件や環境に適した種子を安価で安定的に供給するため、財政的に担保した条例を制定されていました。13道県が、種子法と同趣旨の条例制定で「食の安全と食料主権」を守ろうとしているし、さらに滋賀、岩手の各県でも条例制定の検討が表明されています。

さらに、道府県で種子生産体制を継続する方針を出していますが、焦点となるのは財政上の措置です。本府でも種子条例を制定し、種子法の趣旨が継続される、財政的にも担保されるようすべきではないでしょうか。また、国に種子法の復活を求めるべきではないでしょうか。ご見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

【西脇知事・答弁】原田議員のご質問にお答えいたします。

農業が直面する課題についてでございます。本年はTPP11、日EU・EPAの発行に加え、日米貿易協定の合意と、貿易をめぐる環境が大きく変化しておりますが、そうした国家間の取り決めとなる貿易協定につきましては、総合的な国益の観点から、国に於いて決定されるものでございます。京都府といたしましては、これら貿易協定の交渉が始まって以降、国に対しまして、農林水産業にかかわる方々の不安や懸念が払拭されるよう、必要な情報開示や京都府農林水産業の実情に沿った対策を求めてまいりました。

こうした要望を続けた結果、国は平成27年度から関連する補正予算を計上し、京都府では、昨年度までに60億円を超える予算を獲得して、中山間地域を含む産地の競争力強化と畜産・酪農の生産基盤強化を進めてきたところでございます。また、今月4日に国会で承認された日米貿易協定では、コメは関税削減撤廃から除外をされました。その他の品目につきましても、例えば、牛肉では2033年度までに、最

終9%まで関税が下がるといったように、段階的に関税が引き下げられるものが多くございます。国では、10月末に公表した影響試算の結果等を踏まえ、農家の不安にしっかり向き合い、万全の対策を講じていくため、今月5日に総合的なTPP等関連政策大綱を改定し、同大綱の施策を盛り込んだ「安心と成長の未来を開く総合経済対策」を閣議決定し、生産基盤を強化するとともに、輸出にも対応した強い農林水産業、農山漁村を構築することとしております。

京都府といたしましては、引き続き、中山間地域の多い京都府の実情を踏まえた施策展開を行うよう国に要望するとともに、国の予算も活用しながら、京都ブランドの強みを生かした収益性の高い農林水産業を実現させてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【沼田農林水産部長・答弁】戸別所得補償制度についてでございます。国では、コメ政策を大きく見直し、コメの生産に対し戸別所得補償として、全国一律の単価で交付していたコメの直接支払い交付金を平成30年産米から廃止し、水田において自らの経営判断で様々な作物を生産する農業者に対して支援を行う「水田フル活用施策」に転換されたところであります。

京都府といたしましては、これまでから進めてきた農家の方々が持つ高い栽培技術や地域の特色を生かした、付加価値の高い農業経営の実現をいっそう促進していくことが大切と考えております。このため、コメにつきましては、共同利用機械の導入支援により生産コストの削減を図るとともに、ブランドの価値を高め高付加価値につなげるための「京のプレミアム米コンテスト」や、「京都オリジナル品種の育成」などの取り組みを行っております。さらに、需要の増加に支えきれない京野菜や酒米などの、生産拡大にむけた取り組みにも支援をしております。一律の所得補償ではなく、各農家に寄り添った柔軟な支援策をいっそう強化することにより、地域農業を振興し農村を守ってまいりたいと考えております。

次に、中山間地域における農業機械支援制度についてであります。中山間地域は、平坦部に比べ規模拡大が困難で、コスト面で不利な条件にあることから、京都府の共同利用機械等の導入支援事業では、面積要件の緩和や補助率の嵩上げを行ってきたところであります。また、耐用年数の残存期間が3年以上の中古機械の導入についても補助対象とするとともに、ライスセンターにおける米の乾燥機などの大型機器のメンテナンスや部品交換等についても支援することにより、機械の導入や維持管理等に係わる農家の負担軽減に努めているところでございます。さらに、中山間地域においても、生産性や品質の向上が期待できる高度な機能を持ったスマート農業機械の開発に協力するとともに、その導入支援を本年度から開始したところでございます。引き続き、こうした中山間地域の農業振興につながる、農業機械への支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、新規就農支援についてであります。新規就農者に対し、営農が軌道にのるまでの期間、一定額の給付金が交付される「農業次世代人材投資事業」につきましては、国の当初予算が減額されておりましたが、国への再三の要望が実り、今年度も府内すべての対象者に交付することができたところでございます。引き続き、国に対し、予算の確保と多くの新規就農者が使いやすい制度となるよう、要望してまいりたいと考えております。

また京都府では、この「農業次世代人材投資事業」に加え、府独自の就農支援事業として、「担い手育成実践農場」や「丹後農業実践型学舎」を実施してまいりました。これらの事業では、栽培技術や営農ノウハウを身につけていただくよう研修等を行うとともに、農地や住宅の確保についてもパッケージにして支援をしております。こうした手厚いサポートにより、近年の新規就農者数は年間約140名程度と、10年前の約3倍まで増加しております。さらに、今年度は宇治茶の担い手を育成するため、茶業研究所を拠点とした「宇治茶実践型学舎」をスタートさせたところであります。

引き続き、京都府農業の明日を担う農業者を確保し、しっかりと育成してまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策についてであります。獣害防止柵の設置につきましては、平成23年度に事業が創設された際に京都府が目標とした、3200kmの整備を昨年度に達成したところであり、今後は、新たに

被害発生が認められる地区への防止柵の延長と合わせ、既存施設の機能や効果を持続させるための日常点検活動や、適切な維持管理作業の実施が課題となっております。国では、こうした防止柵の長寿命化に向けた地域ぐるみでの共同活動を、「日本型直接支払い交付金」の交付対象としております。引き続き、本事業の継続と必要な予算の配分を、国に求めてまいりたいと考えております。

さらに、京都府におきましては、農業改良普及センターや関係市町村等で被害対策チームを構成し、柵の補強や破損箇所の修繕など効果的な維持管理の手法を現地で指導しており、今後もこうした取り組みにより、有害鳥獣の被害防止対策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

多くの農作物被害をもたらすシカ・イノシシの捕獲方法は、市町村が作成した鳥獣被害防止計画にもとづき、委託された捕獲班が行う「被害防止捕獲」と、狩猟免許を持つ個人が趣味や捕獲物の売買等を目的に4カ月の狩猟期間に行う「狩猟捕獲」の2種類がございます。

「被害防止捕獲」につきましては、京都府では捕獲1頭あたり7000円を交付しており、さらに地域の実態に応じて上乘せを行っている市町村もございます。一方、「狩猟捕獲」につきましては、イノシシが高値で取引されるのに比べ、シカは需要が少ないことから、狩猟期間中のシカの捕獲数が4頭にも満たない狩猟者が多数を占めておりました。そこで京都府では、平成25年度に独自施策として、4頭目以降の捕獲に対し報奨金を支出する「シカ捕獲強化事業」を創設いたしました。その結果、シカの捕獲数は事業創設前に比べ約1.5倍増加し、4頭以上を捕獲する狩猟者も3割程度増加するなど、1人当たりのシカ捕獲数の増加につながっております。

今後も狩猟動向等に注視しながら、効果的な捕獲につながるよう、施策の実施・充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、種子法についてでございます。京都府におきましては、主要農作物種子法廃止後も原種農場を設置運営し、普及指導員による検査体制も維持しながら、京都府が主体となって「コシヒカリ」や「キヌヒカリ」など、主要品種や京都府育成の酒米品種などを対象に、良質かつ安定的な種子生産を従来と同じ体制で実施しているところでございます。また、原種生産などに必要な予算をこれまでと同様計上するとともに、国に対しては十分な地方財政措置の継続を強く要望しているところであり、今後もこれらの施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【原田議員・再質問】

ご答弁をいただきましたけれども、事業説明書のようなご答弁ばかりで、私の聞いていたところとはかなりかけ離れていたのではないかと思います。例えば、牛肉の輸出の関係でも、TPP12カ国での数字と、それからTPP11になっての牛肉の輸入量については、数字は変わっていない。さらに今度の日米FTAによって、その輸入量が増やされているという状況になっているのが今の実態ですし、その状況では、本当にいま、農家のみなさんが安心して続けられるかどうかという、とてもじゃないが信じられない状況だと思います。新規就農の関係でも、いま非常に困っているのは、「その信用度をどうつけるのか」ということも含めて、先ほど紹介したような内容があるにもかかわらず、しかも、先ほど「農の学舎」も説明されていましたが、この「農の学舎」も新たな年度の募集は中止をされているのではないかと思います。そこらへんも含めて、本当にいま、我々の暮らしや、そして中小企業のみなさんや農家のみなさんの、この苦しみに対して、FTAの問題でも、農業の問題でも、本当にこれは大変な状況にある。

ただ1点、ご紹介しておきたいのは、農業の実態です。農業ではいま、この農業によってどれだけの人たちが支援されているのかという点で言うと、今の農業で、例えば生産力にかかわってですが、ある試算では1ha当たりで何人の人を養えるか、比較するデータがあります。日本では9.33人、1haで養える。韓国で7.5人、ドイツでは4.1人、アメリカでは0.88人、オーストラリアでは0.11人と、規模が問題ではなく、小規模であっても非効率と思われるような日本の水田が高い生産性を持っており、この日本の農業をどう守るかということが、自給率の問題を含め、我々の暮らしを守る上で必要な施策として、十分に農業支援を行うことを求めて質問を終わります。

【他会派議員の一般質問項目】

12月9日

片山誠治(自民党・南丹市及び船井郡)

1. 農業用ため池整備について
2. 地域医療について

梶原英樹(府民クラブ・京都市山科区)

1. 子どもたちの教育の機会均等について
2. イクメンが多い京都を目指す取組について
3. 広域観光の推進について

山口 勝(公明党・京都市伏見区)

1. 薬物乱用防止対策について
2. 性的少数者への支援策について
3. 伏見稲荷大社周辺の交通安全対策について

青木義照(自民党・京都市中京区)

1. 地球温暖化対策について
2. 鴨川について

12月10日

堤 淳太(府民クラブ・長岡京市及び乙訓郡)

1. 多死社会を迎えての尊厳ある終末について
2. 長岡京インターチェンジ・西山天王山駅付近の機能強化について

井上重典(自民党・福知山市)

1. 台風19号災害から得られた教訓について
2. 文化力について

宮下友紀子(自民党・京都市上京区)

1. 京都府職員の育成について
2. 文化庁の移転について
3. 堀川団地再生事業について

北原慎治(自民党・京都市右京区)

1. 健康寿命の延伸について
(1)歯と口の健康について
(2)介護予防について
2. 地域のエネルギー自立化について

12月11日

北岡千はる(府民クラブ・京都市左京区)

1. 京都が世界に誇る文化・芸術に触れる取組について

- (1)ICOM 京都大会後のミュージアムフォーラムの展開と京都文化博物館の未来について
- (2)北山文化環境ゾーン整備計画のエリアマネジメントについて

畑本久仁枝(日本維新の会・京都市西京区)

1. 気候変動に関する府民意識の向上について
2. 高校生の留学促進について
3. 洛西ニュータウンの未来について

古林良崇(自民党・京田辺市及び綴喜郡)

1. 地域公共交通について
2. 幼児教育の重要性について

府政報告 No. 2133	日本共産党京都府会議員団 発行2019.12.25
	TEL075-414-5566 FAX075-431-2916 Eメール giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

京都府議会 2019年12月定例会

浜田よしゆき 議員の議案討論 1
西脇 いく子 議員の意見書討論 2
2019年12月定例議会を終えて談話 6

●12月18日に行われた12月定例会閉会本会議で、日本共産党の浜田よしゆき議員、西脇いく子議員が行なった討論を紹介します。

議案討論

浜田よしゆき議員 (京都市北区) 2019年12月18日

日本共産党の浜田よしゆきです。日本共産党府議会議員団を代表して、ただいま議題となっております、議案25件のうち、第3号議案「京都府手数料徴収条例一部改正の件」、第6号議案「家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例一部改正の件」、第11号議案「指定管理者指定の件」および第12号議案「京都府公立大学法人の中期目標を定める件」について反対し、他の議案に賛成の立場から討論を行います。

まず、第3号議案「京都府手数料徴収条例一部改正の件」についてです。本件は、建築士試験の受験機会の拡大のため、受験の際に実務要件を必要としないようにするものですが、一方で、2級建築士受験の手数料を19,300円から24,400円に、26.4%も値上げするものです。現在、全国的には、1級建築士は20歳代1%、30歳代11%、40歳代23%で、40歳代以下は全体の35%しかおられません。2級建築士についても同様とのことです。このように、高齢化が進んでおり、近い将来、建築士不足が生じることは明白です。ついでには、受験機会の拡大が重要であり、受験手数料の値上げは行うべきではありません。よって反対です。

次に、第6号議案「家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例一部改正の件」についてです。農業災害補償法の一部改正に伴う条例改正で、事故低減のインセティブとなることを趣旨として、これまでの家畜共済を死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離し、診療費の一部自己負担化を導入しています。家畜農家にとっては、これまで初診料510円のみ負担であったものが、診療料金の1割負担を求められます。そのうえ、診療点数1点当たりの価格が10円から13円に3割も引き上げられます。本府の初診料は他県と比べても低く、これまでの共済制度によって安心して家畜診療を利用できていたものが、自己負担化によって逆に診療抑制につながる懸念もあります。このような農家への負担を導入する条例改正には、反対です。

次に、第11号議案「指定管理者指定の件」についてです。京都学・歴彩館の施設・設備の維持管理や、大ホール・小ホール・駐車場の使用の承認などの業務の指定管理者として、コングレ・日本管財・丸善雄松堂共同事業体を指定するものです。そもそも、府民の貴重な財産である歴史的な資料を後世に伝えるという、府立の総合資料館の役割を引き継ぎ、公文書館としての役割もあわせもつ京都学・歴彩館を指定管理者に委託することは、公的責任を弱体化させるものです。指定管理者に委託する業務も更に拡大する可能性もあり、しかも指定管理者は3年ごとに公募され業務の継続性が損なわれることや、そこで働く労働者の労働条件の悪化、ひいては府民サービスの低下につながる懸念があり、反対です。

次に、第12号議案「京都府公立大学法人の中期目標を定める件」についてです。わが党議員団は、府立の2大学の法人化については、大学の総意を反映した民主的な大学運営と大学の自治が損なわれるのではないか、企業との共同研究などを目標に掲げるにより教育や研究の自由、学問の自由が脅かされ、基礎研究が損なわれるのではないかと、教職員の非正規化が進むのではないかと、府民サービスが後退するのではないかと、などの懸念から反対し本府の中期目標にも反対してきました。法人化から12年になろうとしています。加えて、教職員の非正規化が進み、病院の個室料が値上げされるなど、懸念が現実のものになりつつあります。加えて、今期も、理事長と学長のリーダーシップによるマネジメント体制の強化や雇用形態などにおける柔軟性にとんだ人事制度の運用を法人に求めるものになっています。また、授業料や病院使用料・手数料等の適宜見直しを求めることは、患者や学生の負担の増大につながりかねません。したがって、中期目標には反対です。

なお、昭和30年代に建築された府立大学の老朽校舎は、水漏れや配管詰まり、外壁の一部落下、空調機器の故障などが相次ぎ、耐震強度も全くと言っていいほど不十分で、学生が安全に学ぶ環境とはほど遠い状況にあるのに、いまだに放置されています。早急に改築に着手すべきであることを指摘しておきます。

なお、25号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」については、人事委員会勧告にもとづく職員の給与についての改定には賛成するものですが、府議会議員の期末手当の引き上げの分については反対です。もともと、京都府議会議員の報酬は、他県の報酬水準と比べても高い水準にあることから、わが会派は3割削減を求めてきました。しかも、消費税増税による負担など、府民の暮らしが厳しさを増しているもとので、議員の期末手当を引き上げるべきではありません。

以上で、討論を終わります。

日本共産党の西脇いく子です。ただ今議題となっております15意見書案と決議案1件に賛成の立場で討論いたします。

はじめに我が党提案の『桜を見る会』疑惑の徹底究明を求める意見書案についてです。

安倍首相の「桜を見る会」の疑惑が国政の一大問題となっております。

公的行事の私物化、反社会的勢力や悪徳マルチ会社「ジャパンライフ」の会長の招待の問題、「前夜祭」をめぐる数々の疑惑、国会における虚偽答弁、招待者名簿の廃棄の問題など、安倍首相に直結するさまざまな違法行為の疑惑が指摘されており、事態は重大です。

共同通信社の世論調査では安倍首相が「十分に説明しているとは思わない」は83.5%にものぼり、岩手県議会では先日、「内閣総理大臣主催『桜を見る会』疑惑の徹底究明を求める意見書」が可決されるなど、モリ・カケ疑惑に続き、今度こそ逃げ切りは許さないという世論は急速に広がっています。

本意見書案は、安倍首相自らの説明責任を果たすこと、国会での徹底解明を図ることを求めたものであり、すべての皆さんの賛同を求めるものです。なお、府民クラブの意見書案も同趣旨であり賛成するものです。

次に「消費税5%減税を求める意見書案」及び「消費税増税に伴う年金生活者支援給付金等と生活保護費についての意見書案」についてです。

10月1日の増税以降、本府内では、10月から12月期の政府財務省の法人企業景気予測調査で、景況判断BSI値がマイナス14.9、とりわけ製造業はマイナス18.7と、懸念されていた通りの深刻な事態となることが明らかとなりました。

増税の低所得者対策として、収入の少ない年金生活者に対する月5,000円の年金生活者支援給付金の給付が始まっていますが、生活保護を利用している人は、その分の保護費は減額され「これでは、消費税増税や物価値上げで、より苦しくなる」と悲鳴があがっています。

せめて、年金生活者支援給付金等を収入認定せず、受給額が実質の上乗せとなるよう改善すべきです。消費税の導入以来31年間で消費税収は397兆円にのぼる一方で、法人3税の税収は298兆円減、所得税収は275兆円減となっています。今こそ消費税に頼らない税制への転換と、消費税の5%の減税による地域の経済活性化が必要です。

次に『全世代型社会保障改革』の中止を求める意見書案についてです。

現在政府は、少子高齢化時代に対応する社会保障制度の改革と称して「全世代型社会保障改革」を進めようとしています。ところがこの検討会議には、労働界や医療、介護の現場や受給者の代表は参加しておらず、経団連会長や経済同友会代表幹事ら財界人、政府内の関係審議会会長など社会保障や労働法制の改悪をけん引してきた顔ぶればかりです。そのもとの、介護保険では、介護サービスの利用計画「ケアプラン」の作成費用への自己負担導入や、要介護1、2の「給付外し」、介護サービスの自己負担の引き上げ、75歳以上の窓口負担の原則2割への引き上げなど負担増が目白押しであり、改革の最大の目的が、財界言いなりに社会保障を解体し、社会保障全体の「給付と負担」に大鉈が振られようとしているのは明確です。

今こそ消費税増税に頼った財源確保から、税制の抜本的な改革で大企業や富裕層に応分の負担を求めるとともに、憲法25条の立場に立った社会保障の拡充へと舵を切ることが求められています。

次に「教育格差をなくし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書案」と決議案について

です。

今年も今月5日、京都府に「教育格差をなくし、全ての子供たちにゆきとどいた教育を求める」1万2,973人分の請願が寄せられ、全国で31年間で延べ4億5,000万人を超えています。

格差と貧困が拡大し、子どもと教育に大きな影響を与えている下で、教育費の保護者負担の軽減や、教育の無償化をはじめ高校無償化の復活、私学助成国庫補助の増額、返済不要の給付制奨学金制度の拡充、大学等の学費引き下げを図ることは国民的な課題となっています。

日本の教育機関への公財政支出の対GDP比は、OECD諸国の中で最下位であり、OECD平均並みに段階的に引き上げれば、少人数学級など行き届いた教育を保障するための条件整備と、公立・私立の幼稚園から大学まで教育の無償化を進めることが可能となります。

本意見書案と決議案は、子どもたちが安心して豊かに学び育つための教育予算の増額とともに、専科教員の配置や特別支援学級の配置基準の改善、全国でも遅れている中学校給食の実施、学校給食の無償化への支援など、教育条件の改善を国とともに京都府に求めるものです。

次に「教員の長時間労働を助長する変形労働時間制の導入撤回を求める意見書案」についてです。

全国の公立学校で毎年5千人の教員が長時間労働等により精神疾患で休職に追い込まれ、自ら命を絶つ事件も後を絶ちません。そのようなもと、政府は、教育を閑散期と繁忙期にわけて、繁忙期には1日10時間労働まで可能とし、長期休暇などの「閑散期」とあわせて1年間の平均で1日当たり8時間労働に収めようとする変形労働時間制度を、関係者や過労死遺族の反対を押し切って強行可決いたしました。

最大の問題は抜本的な教員の定数改善を行わずに、総労働時間を短く見せかけ、教員の長時間労働をさらに促進させかねないことです。「閑散期」とされている夏休みなども、研修や補習、部活などの指導があり、京丹後市の調査では8月の時間外勤務の平均は小学校で月17時間、中学校で29時間にのぼっています。

中学校の教員をしていた27歳の息子さんを過労自殺で失った遺族は、「これでは長時間労働はなくならない」と訴えておられます。いま必要なことは授業時間数の削減や、教員定数の抜本的な改善です。

次に「大学入学共通テストにおける記述式試験導入等の中止を求める意見書案」についてです。

2020年度開始の大学入学共通テストを巡り、文科省は、ようやく昨日、「受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは困難だ」との理由で国語と数学への記述式問題導入も見送ることを決めました。英語試験とともに安倍政権の大学入試制度改革の目玉が消えることで、大学入試改革そのものの意義が問われる事態となっています。全国の高校生や学校教育の現場で大混乱が生じていたにもかかわらず、政府が政策の見送りを引き延ばしてきたのは、生徒の学力よりも入試のビジネス化を目的に、当初から民間試験ありきで進められた政策そのものにあります。この際、大学入試共通テストにおける記述式試験導入等はきっぱり中止するべきです。

次に「学費の引き下げと給付制奨学金の拡充等を求める意見書案」についてです。

現在、2人に1人の学生が高学費を賄うために奨学金を借り、社会に出たとたんに数百万円の借金を背負わなければなりません。労働者福祉中央協議会が行った保護者などへのアンケートでも「大学などの授業料の引き下げ」を求める声は72.4%と圧倒的です。

来年度から実施予定の「大学等修学支援法」では、授業料減免の対象は低所得者限定のため、現在の大学・短大・専門学生の1割程度にとどまっています。

日本政府は、国際人権規約の大学・高校の学費を段階的に無償化する条項の「留保撤回」を2012年に閣議決定し、国連に通告しました。段階的無償化は国際公約であり、国民への責任です。学費の引き下げと給付制奨学金の拡充は喫緊の課題です。

次に「危険な日米合同訓練及びオスプレイの飛行中止を求める意見書案」についてです。

滋賀県饗庭野演習場での日米合同演習に参加していたオスプレイが、今月も飛行ルートを知らさないまま、京都府内の市街地上空を飛行したことは重大問題です。事態の背景には、安保法制が施行されて以降、日米共同計画の策定・更新、米軍を支援する「後方支援」や米軍の艦艇・航空機等の防護の実施、日米共同訓練の強化など、日米軍事一体化が急速に進められていることがあります。

オスプレイをはじめとする米軍機は全国各地で無法な低空飛行訓練を傍若無人に繰り返して、昨年12月6日の、高知県沖でF18戦闘攻撃機とKC130空中給油機が接触・墜落し6人が死亡した事故の調査報告書によれば、事故の重大な要因として隊内に薬物乱用、アルコールの過剰摂取などの職業倫理に反した実例が存在していたことが明らかとなりました。

こんな危険極まる異常事態が放置されているおおもとは、日米地位協定の存在があります。危険な日米合同演習とオスプレイの飛行中止をアメリカ政府に求めるとともに、日米地位協定の抜本的見直しを行うべきです。

次に「温室効果ガスの本格的削減を求める意見書」案についてです。

スペインの首都マドリードで国連気候変動枠組み条約第25回締結国会議・COP25が先日閉会しました。今回の最大の課題である「パリ協定」が来年から本格稼働するにあたり、運用・ルールで唯一未解決であった温室効果ガスの削減量の国際取引・協定6条についての合意は先送りされたものの、各国に削減目標の引き上げを促す文言が成果文書に盛り込まれました。

「気候正義を」と、若者や少数民族が京都を含む世界158か国2400都市で「グローバル気候マーチ」に取り組み、先進国の責任と役割を問いました。COP25で環境活動家のグレッタ・トゥンベルさんは、「本当の脅威は、政治家や企業の最高経営責任者たちが行動をとっていないように見せかけていること」と述べました。一方、小泉環境大臣は演説で、石炭火力発電からの脱却や温室効果ガスの削減目標を引き上げる意思を示さず、そうした日本政府の姿勢が化石賞まで受賞することとなりました。

また、77か国が表明している温室効果ガス排出実質ゼロの目標にも日本は加わらず、22の石炭火力発電の新設計画も進んでいます。

京都議定書の地である京都府議会こそ、政府のエネルギー政策の見直しをはじめ、パリ協定の本格的指導にふさわしい役割を日本政府が果たすよう強く求めるものです。

次に「日米貿易協定の撤回を求める意見書案」についてです。

安倍首相は、日米貿易協定について、米国の要求に応えるために、国民を欺き、交渉の内容や経過も国会と国民に秘匿したまますすめ、米国の自動車関税の撤廃は先送りにされる一方、牛肉などの畜産物で大幅な関税削減を認める日本の一方的な譲歩となっています。

日米貿易協定はTPP11、日欧EPAにおいて、重要品目を含め農産物の関税の大幅な引き下げ・撤廃を行い、国内農業に深刻な打撃を及ぼすもので、牛肉、豚肉、乳製品などを中心に国内生産額は最大1,100億円、TPP11と合わせれば、最大2,000億円も減少することが政府の試算で示されました。

さらに協定付属書には「将来の交渉において農産品に対する特惠的な待遇を追求する」と、過去の協定に前例がないと政府も認める規定がわざわざ盛り込まれ、米国にいつその関税撤廃や引き下げを迫る根拠を与え、日本の農産物を際限のない譲歩にさらすものです。

食糧主権、経済主権の放棄につながる日米貿易協定を撤回し、経済主権、食糧主権を尊重した互惠・平等の対外経済関係の発展をめざすべきです。

次に3党派提案の「台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書案」について賛成するものですが、一言申し上げます。

我が党議員団は、宮城県丸森町や佐賀県大町町など被災地へのボランティア活動に参加するなかで、大量の泥や被害家屋などがれきの撤去はいまだ喫緊の課題となっている現実を見て参りました。度重なる被災

によって住宅の再建をあきらめ、廃業・離農などに追いやられることのないよう、農業・漁業・林業・畜産や中小企業などの事業と生業の再建のために、求められることはすべてやるという立場で政府の責任を果たすこと、災害救助法の全面的な活用や避難者の生活改善、被災者住宅再建支援法の対象を「半壊」や「一部損壊」にまで拡大するなど公的支援の強化が必要です。ところが、安倍政権の5年間でダム事業を424億円も増額する一方で、河川事業は292億円削減するなど防災対策は後回しにし、被害が拡大したことを厳しく指摘をしておきます。

同じく「豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書案」についても賛成するものですが、これまで国は、日本養豚協会、日本養豚開業獣医師協会や地方公共団体から、地域を限定した豚コレラワクチンの接種など求められてきたのにもかかわらず、十分な対策を講じてこなかったことが今日の事態を招いたことも一言申し上げます。

2019年12月定例議会を終えて

2019年12月25日
日本共産党京都府会議員団
団長 原田 完

12月2日から開かれていた12月定例議会が18日に閉会した。

今議会は、安倍政権が「桜を見る会」をめぐる、まともに説明をしないまま国会を閉幕させるなど、国民的な運動と野党共闘を前に追いつめられるなか開かれた。また、10月からの消費税増税をはじめ、その影響が暮らしと京都経済に大きく出始めるなか、自治体と知事の政治姿勢が問われる議会となった。

わが党議員団は、調査にもとづき暮らしの実態に寄り添う自治体本来の役割を問う論戦を行うとともに、安倍政権退陣を求めて全力を上げた。

1、第3号議案「京都府手数料徴収条例一部改正の件」、第6号議案「家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例一部改正の件」、第11号議案「指定管理者指定の件」および第12号議案「京都府公立大学法人の中期目標を定める件」について反対し、人事案件も含め他の議案に賛成した。

第3号議案「京都府手数料徴収条例一部改正の件」は、建築士試験の受験機会の拡大のため、受験の際に実務要件を緩和する一方、2級建築士受験の手数料を19,300円から24,400円、26.4%値上げするもので、高齢化が進み、近い将来、建築士不足が生じるため、受験機会の拡大が重要で受験手数料の値上げは問題である。第6号議案「家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例一部改正の件」は、家畜農家にとって、これまで初診料510円のみ負担であったものを、診療料金の1割負担が必要となり、さらに診療点数1点当たり10円から13円に3割も引き上げられることとなる。これまで本府初診料は他県と比べても低い上に、共済制度によって家畜診療を利用できていたものが、自己負担化によって診療抑制につながる可能性がある。第11号議案「指定管理者指定の件」は、京都学・歴彩館の施設・設備の維持管理や、大ホール・小ホール・駐車場の使用の承認などの業務の指定管理者として、コングレ・日本管財・丸善雄松堂共同事業体を指定するもので、府立総合資料館の役割を引き継ぐ公文書館としての役割のある京都学・歴彩館の指定管理者委託は公的責任を歪めるものである。しかも今後、委託業務拡大も可能性があり、3年ごとに公募され業務の継続性が損なわれること、労働条件の悪化や府民サービス低下につながる懸念がある。第12号議案「京都府公立大学法人の中期目標を定める件」は、法人化から12年経過するも、教職員の非正規化の進行、病院個室料の値上げ等、行われるとともに、計画には、理事長と学長のリーダーシップによるマネジメント体制強化、柔軟性とんだ人事制度運用を法人に求めるものとなっている。さらに患者さんや学生に負担を強いる授業料や病院使用料・手数料等の適宜見直しを求めている。一方、実質放置されてきた府立大学の老朽校舎の改修こそ急ぐべきである。

なお、第25号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」については、人事委員会勧告にもとづく職員給与改定は賛成するが、府議会議員期末手当の引き上げについては反対した。

2、全国的に災害が連続する中、我が党議員団は、宮城県丸森町や佐賀県大町町など被災地への実態調査とボランティア活動に参加してきた。これらの経験をふまえ、防災・減災対策、被災者生活支援策の充実を求めてきた。京都府域では昨年に続き、台風第19号などによる大雨により、避難所自体の浸水や、避難経路上での被災など、新たな課題が浮き彫りとなったため、府内の避難所の立地や避難経路の現状などを緊急調査し、データベース化し、課題の抽出や改善策を検討することとなったことは、重要である。

我が党議員団は、これまでから文化財修復事業者懇談会を積み重ねてきたが、今回、文化財緊急防火・防災対策事業として、京都府内における文化財について、文化財所有者が行う防火・防災設備の整備や機能向上を促進するため、府の指定文化財に係る補助率を臨時的にかさ上げする緊急対応を行うことも、ノートルダム大聖堂や首里城の火災の経験をふまえた前向きな対応である。

3、西脇府政の国と一体となった、まるで出先機関のような方向がいよいよ明白となる一方、その矛盾も明らかとなった議会であった。

10月から強行された消費税増税の影響について、商店街等からの調査をふまえ、「5%への引き下げこそ必要」と迫ったが、知事は「大きな混乱は見られていない」と答弁したことは、府民と京都経済の実態をみないものである。

また今議会中に行われた饗庭野演習場での日米合同演習でオスプレイが事前報告もなく府域を飛行したことに我が党議員団は抗議の申し入れを行ったが、日米軍事一体化の府域での動きも注視していく必要がある。

府営水道事業の広域化・民営化問題では、改正水道法にもとづき、京都府が北部・中部・南部に分けて水道事業広域的連携等推進協議会を立ち上げ、すでに北部地域で実施された。知事は「一つの選択肢として広域化を示した」と述べたが、「なぜ広域化・民営化という一つの選択肢しか示さないのか」との追及に、まともに応えられなかった。しかも、与謝野町議会では我が党議員の質問に「経営統合、民営化は行わない」と町長が答弁し、舞鶴市も「経営統合、料金統一は行わない」「民営化はしない」と広報誌に掲載するなど、矛盾が顕在化しており、広域化・民営化ありきの方向は止めるべきである。

府営住宅の管理・運営の指定管理者指定についても、我が党議員団が、いくつかの府営住宅の住民の皆さん等と懇談し、また舞鶴常団地のPFI先行実施現場調査も踏まえ、住まいのセーフティネットとしての役割を果たせなくなる問題を、住民の不安を含め、具体的に追及した。引き続き、公的責任を問う運動と論戦が必要である。

本会議で「北山文化環境ゾーン」整備の一環として、府立植物園の管理のあり方まで職員削減と民間委託の方向が示されたことは重大である。すでに府立京都学・歴史館の一部指定管理者化が今議会に導入されたが、府民の貴重な財産で公立博物館法に位置付けられた専門機関として重要な役割を果たしている植物園を、民間の利益の対象として開放していく方向は極めて問題である。

4、今議会には、子どもと教育・文化を守る京都府民会議と京都の公立高校30人学級をすすめる会による、「教育格差をなくし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める」請願が、12,973筆の署名とともに提出され、皆さんと懇談し、要求実現に全力をあげた。

一方、9月に発表された向日が丘支援学校改築基本構想中間案で、寄宿舎の廃止方針が示されたもとの、これまで存続を求めて運動をしてこられた保護者らから「寄宿舎の意義をこれまで府教委は認めてきたのに、なぜ廃止するのか」と強い憤りの声があがり、それを踏まえ府教育委員会が述べる「生活実習室で代用できる」とする言い逃れを厳しく追及した。府教育委員会は「保護者のニーズに応えたもの」「寄宿舎の効果は入舎する児童生徒にとどまる」ため、「今後はすべての児童生徒を対象とした教育課程内での教育活動を充実させたい」とするなど、寄宿舎教育の意義をすり替える答弁しかできなくなった。今後も、寄宿舎の存続目指して運動と一体に論戦するものである。

また、10月4日、舞鶴海上自衛隊での中学生の職業体験学習で、生徒2人に掃海艇「すがしま」の機関砲の操作体験をさせていたことが明らかになり、「教育基本法が教育の目的を『平和で民主的な国家、及び形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成』としていることに逸脱し、また判断力が未熟で命や平和の大切さを学ぶ過程にある子どもたちへの教育的配慮に欠けると厳しく指摘したが、府教育委員会は「現状において特段の問題があったとは考えておりません」と答弁した上に、今後同様のことが起きる可能性をも否定しなかったことは極めて重大である。

5、我が党議員団は「消費税5%減税を求める意見書案」「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書案」「『全世代型社会保障改革』の中止を求める意見書案」「教員の長時間労働を助長する変形労働時間制の導入撤回を求める意見書案」「大学入学共通テストにおける記述式試験導入等の中止を求める意見書案」「温室効果ガスの本格的削減を求める意見書案」「教育格差をなくし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求

める意見書案」をはじめ 12 意見書・決議案を提案したが、自公らが否決した。しかし、府民クラブ会派から「桜を見る会の究明を求める意見書案」が提案されわが党議員団も賛成したことは、自公維により否決されたものの、世論と運動の成果である。

なお、自民・公明・府民会派から「台風 19 号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書案」が提案され、災害救助法の全面的活用や避難者の生活改善、被災者生活再建支援法の抜本的改善等、公的支援の抜本的強化を求めて賛成し成立したことは重要である。

現在、来年度予算編成中であるが、来年四月は西協府政の折り返し点ともなる。来年度予算や施策は、国の動きとも相まって、自治体業務のアウトソーシングや広域連携など大きな変化の節目の年となる可能性がある。そのため、我が党議員団は、今日における自治体とは何か、を真正面から問う運動と論戦をさらに発展させるとともに、その大本にある安倍政権の退陣を掲げた府民運動と持続可能な地域づくりの取り組みを広げるために力を尽くすものである。

いよいよ年明けから京都市長選挙である。市政転換にむけ全力を上げるものである。

以上

2019年12月議会 議案態度

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
				共産	自民	府民	公明	維新
第1号	令和元年度京都府一般会計補正予算(第5号)	12月18日	原案可決	○	○	○	○	○
第2号	京都府情報公開・個人情報保護審議会条例制定の件	12月18日	原案可決	○	○	○	○	○
第3号	京都府手数料徴収条例一部改正の件	12月18日	原案可決	×	○	○	○	○
第4号	特定非営利活動促進法施行条例一部改正の件	12月18日	原案可決	○	○	○	○	○
第5号	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例一部改正の件	12月18日	原案可決	○	○	○	○	○
第6号	家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例一部改正の件	12月18日	原案可決	×	○	○	○	○
第7号	道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例一部改正の件	12月18日	原案可決	○	○	○	○	○
第8号	京都府迷惑行為防止条例一部改正の件	12月18日	原案可決	○	○	○	○	○
第9号	財産無償貸付けの件	12月18日	原案可決	○	○	○	○	○
第10号	損害賠償の額を定める件	12月18日	原案可決	○	○	○	○	○
第11号	指定管理者指定の件	12月18日	原案可決	×	○	○	○	○
第12号	京都府公立大学法人の中期目標を定める件	12月18日	原案可決	×	○	○	○	○
第13号	当せん金付証券発売の件	12月18日	原案可決	○	○	○	○	○
第14号	損害賠償の額の専決処分について承認を求める件	12月18日	承認	○	○	○	○	○
第15号	損害賠償請求事件に係る控訴の専決処分について承認を求める件	12月18日	承認	○	○	○	○	○
第16号	令和元年度京都府一般会計補正予算(第6号)	12月18日	原案可決	○	○	○	○	×
第17号	令和元年度京都府収益事業特別会計補正予算(第2号)	12月18日	原案可決	○	○	○	○	×
第18号	令和元年度京都府地域開発事業特別会計補正予算(第1号)	12月18日	原案可決	○	○	○	○	×
第19号	令和元年度京都府港湾事業特別会計補正予算(第1号)	12月18日	原案可決	○	○	○	○	×

第20号	令和元年度京都府電気事業会計補正予算(第1号)	12月18日	原案可決	○	○	○	○	×
第21号	令和元年度京都府水道事業会計補正予算(第1号)	12月18日	原案可決	○	○	○	○	×
第22号	令和元年度京都府病院事業会計補正予算(第1号)	12月18日	原案可決	○	○	○	○	×
第23号	令和元年度京都府工業用水道事業会計補正予算(第1号)	12月18日	原案可決	○	○	○	○	×
第24号	令和元年度京都府流域下水道事業会計補正予算(第2号)	12月18日	原案可決	○	○	○	○	×
第25号	職員の給与等に関する条例等一部改正の件	12月18日	原案可決	○	○	○	○	×
第26号	収用委員会委員の任命について同意を求める件	12月18日	同意	○	○	○	○	○
第27号	土地利用審査会委員の任命について同意を求める件	12月18日	同意	○	○	○	○	○

意見書	件名	議決 月日	提案 会派	議決 結果	賛否の状況				
					共産	自民	府民	公明	維新
第1号	「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策の強化を求める意見書	12月18日	自民・府民・公明	原案可決	○	○	○	○	○
第2号	令和元年台風第19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書	12月18日	自民・府民・公明	原案可決	○	○	○	○	○
第3号	CSF(豚コレラ)の早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書	12月18日	自民・府民・公明	原案可決	○	○	○	○	○
第4号	内閣総理大臣主催の「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書	12月18日	共産党	否決	○	×	×	×	×
第5号	「桜を見る会」を巡る疑惑について国会での徹底審議を求める意見書	12月18日	府民クラブ	否決	○	×	○	×	×
第6号	日米合同訓練の中止及び危険なオスプレイの飛行中止を求める意見書	12月18日	共産党	否決	○	×	×	×	×
第7号	消費税増税に伴う年金生活者支援給付金等と生活保護費についての意見書	12月18日	共産党	否決	○	×	×	×	×
第8号	いっそうの負担増・給付削減のための「全世代型社会保障改革」の中止を求める意見書	12月18日	共産党	否決	○	×	×	×	×
第9号	温室効果ガスの本格的削減に向けた取組	12月18日	共産	否決	○	×	×	×	×

	をめる意見書		党						
第10号	教育格差をなくし、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書	12月18日	共産党	否決	○	×	×	×	×
第11号	教員の長時間労働を助長する変形労働時間制の導入撤回を求める意見書	12月18日	共産党	否決	○	×	×	×	×
第12号	大学入学共通テストにおける記述式試験等の導入中止を求める意見書	12月18日	共産党	否決	○	×	×	×	×
第13号	学費の引下げと給付制奨学金の拡充等を求める意見書	12月18日	共産党	否決	○	×	×	×	×
第14号	日米貿易協定の撤回を求める意見書	12月18日	共産党	否決	○	×	×	×	×
第15号	消費税5%への引下げを求める意見書	12月18日	共産党	否決	○	×	×	×	×
決議	件名	議決 月日	提案 会派	議決 結果	賛否の状況				雑新
					共産	自民	府民	公明	
第1号	教育格差をなくし、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を求める決議	12月18日	共産党	否決	○	×	×	×	×

「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策の強化を求める意見書

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗な「あおり運転」を受けて車を強制的に停止させられた後、停止させた男性から顔を殴られるという事件が発生した。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

こういった、社会的関心の高まりを受けて取締りが強化された2018年の車間距離保持義務違反は、1万3,025件と前年の約1.8倍に達し、自動車運転処罰法違反（危険運転致死傷の妨害目的運転）25件、暴行24件、傷害4件などに上った。

警察庁は、2018年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取締りに取り組んでいるが規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。

今後は、「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育の更なる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

ついては、国におかれては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

- 1 道路交通法に「あおり運転」の規定を新たに設け、危険運転を行った場合のみでも、厳しく処罰できるよう、海外の事例なども参考にしながら、実効性のある法改正について、早急に検討を進めること。
- 2 運転免許更新時の講習において、これまでの交通教則による講習に加え、「あおり運転」等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては、取締りが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
- 3 あおり運転等の行為の禁止や、取締りの対象となること、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、広報啓発活動に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
法務大臣	森 まさこ 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
国家公安委員会委員長	武 田 良 太 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

(三合)

意見書案第 号

令和元年台風第19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書

台風第19号等の影響により東北、信越、関東、東海にかけて、河川の堤防決壊や越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲に多数発生し、各地に甚大な被害をもたらされた。京都府においても、京都府道281号八幡城陽線上津屋橋（通称「流れ橋」）が流出し、生活に支障が生じている。

現地の実情に対応した「被災者第一」の視点で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が必要である。

については、国におかれては、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川での「改良復旧」による堤防強化など、次の事項についてソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じることを強く求める。

- 1 被災者の1日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など、弾力的な運用を行うこと。
- 2 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
- 3 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 4 風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
- 5 復旧作業の進捗を見極めつつ、切れ目のない補正予算の編成について適切に判断すること。
- 6 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画どおりの遂行と、「予防型防災」として期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	山	東	昭	子	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	高	市	早	苗	殿
文部科学大臣	萩	生	田	光	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	一	殿
農林水産大臣	江	藤		拓	殿
経済産業大臣	梶	山	弘	志	殿
国土交通大臣	赤	羽	一	嘉	殿
環境大臣	小	泉	進	次	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿
復興大臣	田	中	和	德	殿
国家公安委員会委員長	武	田	良	太	殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

(三令 提)

意見書案第 号

CSF (豚コレラ) の早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を
求める意見書

昨年9月に国内で26年振りに発生したCSFは、関係者による懸命の努力にもかかわらず、この1年間に15万頭を超える殺処分が行われるなど甚大な被害をもたらしている。また、感染地域についても、養豚の主要産地を擁する関東圏まで広がるなど、終息が見通せないどころか、更なる広域化の様相を呈している。この状況は、CSF対策が新たな局面に入ったと認めざるを得ない。

については、国におかれては、今回の事態を国家レベルの危機事案と受け止め、養豚農家が今後も安心して経営を続けられるよう、CSF終息に向けた次の事項について、緊急かつ具体的に取り組むことを強く求める。

- 1 飼養豚へのワクチン接種を速やかに進めるとともに、ワクチン接種後の接種豚の円滑な流通について、取引価格の下落や風評被害が生じないように、あらゆる手段を講じること。
- 2 今般のCSF拡大の主要因となっているCSF感染野生イノシシの拡大を抑止するため、野生イノシシの捕獲強化や戦略的な経口ワクチンベルトの構築を行うこと。
- 3 現在、アジアにおいて発生が拡大しているASF (アフリカ豚コレラ) の国内侵入を防止するため、罰則の強化も含めた一層の水際対策の強化、徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
農林水産大臣	江 藤 拓 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

(共産党)

意見書案第 号

内閣総理大臣主催の「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書

「桜を見る会」は、「内閣総理大臣が各界において功績、功労のあった方々を招き、日頃の御苦勞を慰勞するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催しているもの」とされ、その費用は税金から拠出されている。

ところが、国会の質疑等で、功績・功労の有無にかかわらず安倍晋三後援会関係者が多数招待されていることや、「桜を見る会」前日に安倍晋三後援会主催の都内観光ツアーや前夜祭等、公的行事と一体化した後援会行事が行われていたこと、また、前夜祭は後援会主催行事であるにもかかわらず収支が政治資金報告書に記載されていないこと等が明らかになった。公的行事の私物化と言うべき事態であり、公職選挙法や政治資金規正法に違反する疑いも濃厚となっている。さらに、首相粋でマルチ商法会社「ジャパンライフ」の元会長が招待され、これが被害拡大につながった可能性も指摘されている。

数々の疑惑について、国民に対する十分な説明を行ったとは言い難く、「記録がない」などと幕引きを図ろうとしていることは重大である。

については、国におかれては、一連の疑惑について安倍首相自らが説明責任を果たすとともに、国会において徹底究明を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
法務大臣	森 　　ま さ こ 殿
内閣官房長官	菅 　　義 偉 殿
内閣府特命担当大臣	衛 藤 晟 一 殿

(沖縄及び北方対策・消費者及び
食品安全・少子化対策・海洋政策)

京都府議会議長 田 中 英 夫

「桜を見る会」を巡る疑惑について国会での徹底審議を求める意見書

首相主催の「桜を見る会」を巡る疑惑が重大な焦点になっている。本来「桜を見る会」は、「各界において功績、功労のあった方々を招き日頃の労苦を慰労する」ことを目的に、各界の功労者などを招待者として内閣府が取りまとめをしているものである。にもかかわらず今回の疑惑は、多額の税金を使って多数の支持者や反社会的勢力まで招待した、という本来の目的を大きく逸脱しているものである。また、首相後援会主催の前夜祭は収支が不透明と指摘されており、首相自身が公職選挙法や政治資金規正法違反に問われかねない問題である。さらに、野党議員による資料要求の直後に行われた印刷名簿の廃棄については、シュレッダーの予約の関係だったとし、加えて、「バックアップデータは行政文書ではない」、「(シュレッダー操作の)担当である障害者雇用の短時間勤務職員の勤務時間等との調整」といった発言には批判が殺到している。

首相主催の「桜を見る会」を巡る疑惑は、臨時国会において何一つ解明されなかった。首相は疑惑への説明がいまだ十分ではなく、国民の理解は全く得られていない。さまざまな疑惑について、十分な説明責任が必要なことは言うまでもなく、逃げ切りは断じて許されない。

以上のことから、「桜を見る会」を巡る疑惑について、野党の審議要求に応え、首相出席による予算委員会を開催するなど、閉会中審査を含め、国会での徹底審議を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 山東昭子 殿

京都府議会議長 田中英夫

日米合同訓練の中止及び危険なオスプレイの飛行中止を求める意見書

滋賀県饗庭野演習場の日米合同演習に参加していたオスプレイが、京都市の市街地上空を飛行したことに、府民の不安と怒りが広がっている。しかも、京都府として、事前に飛行ルートを示すよう求めていたにもかかわらず、今年2月に続いて、事前通知なしの飛行が実施されたことは重大である。

京都府は近畿中部防衛局に、オスプレイの運用に当たり、安全対策に万全を期すとともに、飛行ルート等、事前に関係自治体に情報提供するよう求め、防衛局は「重く受け止める」と答えたとされている。しかし、アメリカ軍がオスプレイをはじめ米軍機の飛行ルートは公開しないという姿勢をとり続けている限り、今後も同じことが繰り返されるだけである。

一昨年、沖縄県宜野湾市の保育園に米軍ヘリ部品が落下し、昨年12月6日には、高知県沖でF18戦闘攻撃機とKC130空中給油機が接触・墜落して6人が死亡する事故が発生するなど、各地で重大な事故が相次いでいる。

さらに安保法制が施行されて以降、自衛隊が米軍を「防護」する武器等防護の実施が数倍に増え、「いずも」型護衛艦の「空母」化改修や日米合同演習の実施をはじめ、日米軍事一体化が急速に進められていることは重大である。

については、国におかれては、日米合同演習の中止とオスプレイの飛行中止をアメリカ政府に求めるとともに、日米地位協定の抜本的見直しを行うべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
法務大臣	森 まさこ 殿
外務大臣	茂 木 敏 充 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
防衛大臣	河 野 太 郎 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

消費税増税に伴う年金生活者支援給付金等と生活保護費についての意見書

本年10月1日からの消費税増税に係る政府の低所得者対策として、収入の少ない年金生活者に対し、年金生活者支援給付金の支給制度が開始されている。

ところが、年金と生活保護とを併給している人に対しては、この給付金は収入認定され、その分の生活保護費が減額となる。そのため、実質の現金給付額は増額にはならず、むしろ、消費税増税や物価値上げにより、これまでから深刻な状況にある生活保護受給者は、いっそう暮らしを切り詰めるを得ない状況となり、全国から悲鳴が上がっている。

厚生労働省は、生活保護受給者への消費増税対策として、10月から生活保護基準の引上げを行ったとしている。しかし一方で、2013年からの生活保護基準の10%切下げに続き、昨年10月から3カ年かけて生活保護基準5%切下げが実施されており、実質受取額は削減されている。

この上に、年金生活者支援給付金まで実質ではプラスにならず、国の低所得者対策から生活保護受給者を排除する仕組みとなっているのは問題である。

については、国におかれては、生活保護受給者に対して、年金生活者支援給付金等を収入認定せず、受給額が実質上乘せとなるよう、改善されることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	西 村 康 稔 殿

京都府議会議員 田 中 英 夫

いっそうの負担増・給付削減のための「全世代型社会保障改革」
の中止を求める意見書

政府は、「社会保障財源のため」を口実に消費税10%増税を強行する一方、「全世代型社会保障改革を進める」として、検討会議を立ち上げ、議論を開始している。しかし、そこでの議論は、「75歳以上の医療費の窓口負担を1割から2割へ」、「要介護1・2の生活援助は介護保険から外す」など、幅広い分野にわたる負担増と給付削減のオンパレードであり、その影響は文字どおり「全世代」に及ぶものとなっている。消費税増税による負担増に加え、それに追い打ちをかける痛みの押し付けは許されない。医療・介護の関係者をはじめ、各方面から抗議の声が上がっているのは当然である。

そもそも、議論の場である「全世代型社会保障検討会議」は、政府関係者以外は日本経団連や経済同友会の代表、経済財政諮問会議などのメンバーで占められており、医療・介護の関係者や労働団体代表は一人も参加していない。専ら経営や効率化の観点から社会保障の議論が進められていることは重大である。

今求められるのは、財源と言えば「なんでも消費税」に頼るのではなく、税制の抜本的な改革で大企業や富裕層に応分の負担を求めること、そして、国民の生きる権利（生存権）を保障する責任は国にあるという憲法25条の規定に立ち返り、社会保障の抜本的な拡充に舵を切ることである。

については、国におかれては、いっそうの負担増・給付削減のための「全世代型社会保障改革」は中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

大 島 理 森 殿
山 東 昭 子 殿
安 倍 晋 三 殿
麻 生 太 郎 殿
高 市 早 苗 殿
加 藤 勝 信 殿
菅 義 偉 殿
西 村 康 稔 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

温室効果ガスの本格的削減に向けた取組を求める意見書

本年12月2日にスペインの首都マドリードで開会した国連気候変動枠組み条約第25回締約国会議（COP25）が、2日間の会期延長の末、この15日に閉会した。

パリ協定は、2030年までに温室効果ガスの45%削減、2050年までに排出量を実質ゼロにすることにより、今世紀末までに産業革命からの気温上昇を2度より十分低く、できれば1.5度に抑える目標を定めている。しかしながら現在、各国が掲げている目標（NDC）では、達成は不可能となっている。そのため、各国がより踏み込んだ「野心目標」を掲げることが求められたとともに、パリ協定で未解決の温室効果ガス削減量の国際取引（協定6条）運用ルールを確立することが論議された。会議の結果、協定6条についての合意は先送りとなる一方、各国に削減目標の引上げを促す文言が成果文書に盛り込まれた。

日本政府は、温室効果ガスの排出が突出して多い石炭火力発電の国内での新增設を認め、また2030年の温室効果ガス削減目標が主要国で最低水準となっている。ところが小泉環境大臣は、COP25の演説で「残念ながら石炭火力発電の新たな政策を、この場で共有することはできない」と述べるとともに、温室効果ガスの削減目標の引上げについても触れなかったため、各国から落胆の声が出されることとなった。

16歳の環境活動家グレタ・トゥンベリさんは「本当に危険なのは政治家や経営者が、対策するふりをしていることだ。巧妙な計算とPRだけで、実際は何もやっていないのに」と批判し、市民が政治や企業を監視する必要があると述べるなど、世界でも若者の気候変動に対する危機感をもった運動が大きく広がり続けている。これらの声に真正面から応えるかが政府に問われている。

については、国におかれては、パリ協定の水準による「長期計画」の抜本的な見直しを行い、本格的で実効ある温室効果ガス削減や再生可能エネルギーの普及の取組を進めるとともに、石炭火力発電の新增設などを中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
環境大臣	小 泉 進 次 郎 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

教育格差をなくし、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を求める
意見書

今日、子どもの貧困率は13.9%、ひとり親家庭の貧困率は50.8%となっている。全ての子どもたちの豊かな学びと成長を支える教育条件の改善がこれまで以上に重要となっており、そのための教育予算の増額は急務である。

ところが、国の制度としての35人以下学級は、小学校1、2年生まで進んだものの、3年生以降への広がりは見られない。また、小学校での専門を生かした指導を豊かにする専科教員配置も不十分である。さらに、特別支援学校の児童・生徒が急増しているにもかかわらず、学校建設や老朽施設の改修が追いつかず、劣悪な教育環境のまま先延ばしとなっている。

日本政府は、高校・大学までの段階的な無償化を定めた国際人権A規約について、2012年に「留保撤回」を閣議決定した。にもかかわらず、「高校無償化」に所得制限が導入されており、所得制限をなくし公立・私立とも学費を無償化することが求められている。大学生への「給付型奨学金」も、対象者数や金額において極めて限定的である。

日本における教育への財政支出は国内総生産（GDP）比2.9%で、OECD諸国中で最下位である。OECD諸国平均の4.0%まで引き上げれば、小・中・高校全ての学年での「35人以下学級」実現のみならず、教育条件の整備、公立・私立ともに就学前から大学までの教育無償化を進めることが可能となる。

ついては、国におかれては、ゆきとどいた教育の実現のために、次の項目を実現するよう求める。

- 1 義務・高校標準法の改正を行い、小・中学校、高等学校の35人以下学級を早急に実現すること。
- 2 教員の担当授業時間数を減らし、小学校に英語・音楽・理科などを教える専科教員を配置すること。
- 3 高等学校等就学支援金制度の所得制限を撤廃し、公立・私立ともに学費の無償化を進めること。私学助成国庫補助の増額、給付制奨学金制度の拡充を行うこと。
- 4 全ての中学校で全員制の給食が導入できるよう、人員配置と施設整備への財政措置を行うとともに、給食費や教材費を無償にするための財政措置を図ること。
- 5 特別支援学級の編成基準を8名から6名に引き下げるとともに、特別支援学校の設置基準を早急に策定し、過密・過大化・教室不足を解消すること。
- 6 学校トイレの改善や老朽校舎の改修改築、体育館など校舎以外の施設の耐震化について、市町村への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大山	島	理	森	殿
参議院議長	山	東	昭	子	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	高	市	早	苗	殿
文部科学大臣	萩	生	光	一	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 田中英夫

教員の長時間労働を助長する変形労働時間制の導入撤回を求める意見書

公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を導入する公立学校教員給与特別措置法（給特法）改定案が、過労死遺族や多くの関係者の反対の声を押し切って、本年12月4日に強行成立された。

学期中などの「繁忙期」には1日10時間労働まで可能とし、長期休暇などの「閑散期」と合わせて1年間の平均で1日当たり8時間労働に収める制度であるが、最大の問題は、「繁忙期」の長時間労働が「公認」されることで、教員の仕事がいつそう過酷なものとなることである。人間の心身は、「繁忙期」の疲労を「閑散期」で回復できるようにはなっておらず、人間の生理を無視した過酷な労働が、休職や過労死を増大させることが懸念されている。日々の労働時間の削減という課題に逆行し、今でも深刻な教員の長時間労働を固定化・助長する改悪を強行したことは重大である。

過労による休職や痛ましい過労死が後を絶たず、教員を志望する学生が減り始めている中で、教員の長時間労働の是正は、まさに日本の教育の現在と未来のかかった国民的課題となっている。今求められるのは、多忙化の原因となっている業務を文部科学省が削減すること、給特法の抜本改正で公立学校教員への残業代支給を行うこと、授業数に比べあまりに少ない教員定数を抜本的に増員することなどである。

については、国におかれては、教員の定数を改善するとともに、変形労働時間制を教育の現場に導入する給特法の改悪を撤回するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	萩生田 光 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 田 中 英 夫

大学入学共通テストにおける記述式試験等の導入中止を求める意見書

2020年度開始の大学入学共通テストを巡り、英語民間試験の利用に続き、国語と数学への記述式導入についても、政府が見送りの検討に入ったことが報道された。

そもそも、50万人以上が受験する共通テストで、多様な記述答案を20日以内に公正に評価することは極めて困難である。採点を請け負うベネッセの子会社は、「1万人の採点者を確保する」とするものの、多くは学生などのアルバイトであり、受験生から「公正な採点がされない」と不安の声が上がるのは当然である。民間委託による、問題漏洩や営業利用を心配する声も聞かれている。

また、出願する大学を決める上で不可欠な自己採点が、記述式では困難になる問題も指摘されている。自己採点のズレによって出願先の選択を誤る可能性もあるため、受験生にとっては軽視できない問題である。

こうした懸念や不安は、延期するだけで解決する問題ではない。中止を求めて高校生らがインターネットで集めた署名は4万2千人分に達し、大学教員らの緊急声明には千人余の賛同が寄せられている。政府はこうした声にこそ耳を傾けるべきである。

については、国におかれては、大学入学共通テストにおける記述式試験の導入及び民間委託を中止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	萩生田 光 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 田 中 英 夫

学費の引下げと給付制奨学金の拡充等を求める意見書

政府は、2020年度から、給付制奨学金の支給や授業料減免など、新たな大学修学支援制度を導入しようとしている。しかし対象者は非課税世帯とそれに準ずる世帯とされ、全学生の1割程度に限定されている。

さらに、新制度と引き換えに、中間所得世帯まで対象となっている現行の授業料減免制度の廃止を狙っていることは重大である。そうなれば、中間所得世帯を中心に、国立大学で利用者の約半数にあたる2万4千人が支援を受けられなくなるか、支援額が減らされることになる。

そもそも我が国の学費は異常に高く、入学1年目に大学に払う学費は国立で約82万円、私立で平均133万円に上り、国立ではさらにいくつかの大学が値上げに動き、私立も値上げが止まらない事態となっている。

については、国におかれては、教育予算を増額し、高すぎる大学の学費を引下げ、授業料減免制度を充実させるとともに、給付制奨学金の抜本的拡充を行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	萩生田 光 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

日米貿易協定の撤回を求める意見書

日本の農畜産物やデジタル貿易市場をアメリカに開放する日米貿易協定の承認案が、4日の参院本会議で与党などの賛成多数で可決され、成立した。

野党からの繰り返しの要求にもかかわらず、協定実施による国内経済や農畜産業への影響試算はいまだに提出されていない。

貿易協定をはじめとする日米協議は、トランプ米大統領がアメリカに有利な協定を日本に押し付けるために始まったものである。トランプ大統領の就任直後、12カ国でつくる環太平洋連携協定(TPP)から離脱表明したため、日本への農畜産物などの輸出でオーストラリアやニュージーランドなどに比べ不利になったとの不満が米国内で噴出したためである。

協定は危惧されたとおり、アメリカに牛・豚肉や乳製品などの日本への輸出拡大を認め、日本が要求した自動車や部品の関税撤廃は「さらに交渉」とするなど、日本にとって一方的に不利な内容となっている。

米下院歳入委員会の通商小委員会の公聴会では、コメや一部乳製品を対象にすることや、通貨安誘導を防ぐ規定などを扱うよう求める声が相次いだ。今回の協定を発効させ、今後も交渉を続けることは、まさに際限のない対米譲歩になる危険がある。

今後の日米交渉での新たな譲歩を許さないことをはじめ、日本の経済主権・食料主権を守ることこそ求められている。

ついては、国におかれては、日米貿易協定を撤回し、平等・相互互惠の正常な体制にすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
外務大臣	茂 木 敏 充 殿
農林水産大臣	江 藤 拓 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

消費税5%への引下げを求める意見書

本年10月1日の消費税10%増税以降、消費不況がますます深まっている。政府の11月の月例経済報告では、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いている」「消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある」と警戒されている。京都府内でも、財務省の法人企業景気予測調査(10-12月期)で、景況判断BSI値がマイナス14.9に落ち込み、とりわけ製造業はマイナス18.7と、非製造業のマイナス12.5より深刻な実態となっている。今後の見通しについてもマイナス値となっているほか、府内各地の商店街などから「今後、景気が良くなる兆しがまったくない」との声があがっている。

消費税導入以来31年間で消費税収は397兆円に上る一方、同時期に法人3税の税収は298兆円減、所得税収は275兆円減となった。消費税増税による長期不況と経済低迷のうえに、法人税率の引下げや所得税の最高税率の引下げなどにより、消費税に頼るゆがんだ財政構造となっている。

本来、財政や税制の目的は景気を調整するとともに、所得を再分配することにある。所得に関係なく一律の納税を求める消費税は逆進性が高く、消費税に頼らない税制へ正すことが求められる。その上、長期不況と経済低迷を打開するためには思い切った施策が必要である。

については、国におかれては、法人税率の引上げや所得税の最高税率の引上げ、証券税制の是正など税制改革とともに、消費税の5%への引下げを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	西 村 康 稔 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

教育格差をなくし、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を求める決議

今日、子どもや一人親家庭をはじめ、貧困と格差の広がりや固定化は、解決すべき大きな社会問題となっている。また、いじめや不登校、教員の多忙化など、教育現場の課題を解決することも、子どもや保護者のみならず、社会全体の要請である。一方、消費税増税や学費等の保護者負担をはじめ、子どもをもつ親の負担が年々重くなっていることは、子育てにとって大きな不安の一つとなっている。

そのためにも、全ての子どもたちの豊かな学びと成長を支える教育条件の改善は喫緊の課題であり、そのための教育予算の増額は急務である。

ところが、「京都式少人数教育」の実態は、本府では定数内講師が今年度733名と増え続け、また小学校低学年のチームティーチングや、中学・高校の教科指導等のための非常勤講師を含めると25.6%、4人に1人が臨時の教員となっている。また、小学校での専門を生かした指導を豊かにする専科教員配置も不十分である。

さらに、特別支援学校の児童・生徒が急増しているにもかかわらず、プレハブ等で対応している事態も残されている。

よって、京都府におかれては、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を実現するため、次の項目の実現を求める。

- 1 小・中学校、高等学校の35人以下学級を早急に実現すること。
- 2 教員の担当授業時間数を減らし、小学校には英語・音楽・理科などを教える専科教員を配置すること。
- 3 教育費の保護者負担を軽減し、返済不要の給付制奨学金制度の拡充を行うこと。
- 4 全ての中学校で全員制の給食が導入できるよう、市町村に対し人員配置と施設整備の支援を行うこと。給食費や教材費を無償にするため財政措置を講じること。
- 5 特別支援学級の編成基準を8名から6名に引き下げるとともに、特別支援学校の過密・過大化・教室不足を解消すること。
- 6 学校トイレの改善や老朽校舎の改修改築、体育館などの校舎以外の施設の耐震化について、市町村支援を行うこと。
- 7 学校統廃合や高校の再編は拙速に行わないこと。

以上、決議する。

令和元年12月 日

京 都 府 議 会

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	272		
費目	調査研究費・研修費・ 広報立報費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都民報」(5部) / 月分				
支払金額	3,400	按分率	100%	計上額	3,400
按分率の考え方					
備考	マスコミへの広報用				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

1/16

【請求内訳】		
新聞・雑誌名	定価	部数
日曜版	1月 930	
京都民報	1月 680	5
前衛	1月 744	
経済	1月 1049	
議会と自治体	1月 794	
月刊学習	1月 387	
女性のひろば	1月 316	
「赤旗」縮刷版	1月 4715	
民青新聞	1月 680	

領収書

日本共産党府会議員団 様

3,400 円

2020 年 1 月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府委員会

日付	1/16	扱者	京都府
----	------	----	-----

第9号様式(第7条関係)

2019年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

日本共産党京都府議会議員団

配布物 (名称)	府会だより No. 340		規格	A4版12P					
配付先	事前登録者等		作成部数	11,000部					
	無	有	充当有の場合					備考	
			支出先・内容等	支出額 (円)	按分 率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号		
所要経費	印刷・ 作成費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	株式会社 きかんしコム	663,300	100%	663,300	284	
	封筒代	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	株式会社 きかんしコム	87,450	100%	87,450	283	7種(光永、浜田、迫、原田、水谷、山内、会派)
	封入封 緘費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	洛北内職友の会	57,977	100%	57,977	273	
	送付等 費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	株式会社 ウイングスマルコー	684,833	100%	684,833	288	8,251部を送付、残りは議 会報告会等で活用
	送付等 費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	京都府庁前郵便局	84	100%	84	274	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					0	
同封物	政務活 動費の 充当対 象	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					0	
	政務活 動費の 充当対 象外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-	-	-	-	
合 計				1,493,644	-	1,493,644	-		

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	273		
費 目	調査研究費・研修費・ 広報広聴費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	府会だよりNo.340 封筒入れ作業料				
支払金額	57,977	按分率	100%	計上額	57,977
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

2/4

現金自動預金支払機

ご利用明細書

●本日は●をご利用いただきありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取扱店番	ご利用名
020204	1344		お振込
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号	科目・口座番号
お振込額	振込手数料	お振込高	
000011	¥220	¥57757	
メッセージコード(銀行使用)			**

お振込先
 京都銀行
 紫野支店
 普通 0949004
 ラクホクナイシヨウトモノカイ タイヒヨウ
 シヤ ニワ サツヤ 様

ご依頼人
 ニホンキョウサントウキョウトフキカイギインタ
 ン タンチヨウ ハラタ カン 様
 075414-5566

(お知らせ欄)

お つ り

**

請求書

2020年2月3日 No.

○ 日本共産党京都府議会議員団様

下記のとおりで請求申し上げます
税込合計金額

落北
消費税額等

品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	摘要
府会たより 封筒入	8251	7	57757	
合計			57757	

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	274		
費目	調査研究費・研修費(本誌掲載)・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	府会だよりNo.340 送料				
支払金額	84	按分率	100%	計上額	84
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

2/5

領収書

日本共産党京都府議会議員団 様

[証紙切手引受]
 第一種定形 25.0g
 @84 1通 ¥84

 小計 ¥84

 郵便物引受合計通数 1通
 課税計(10%) ¥84
 (内消費税等 ¥7)
 非課税計 ¥0

 合計 ¥84
 お預り金額 ¥104
 おつり ¥20



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時:2020年2月5日 10:29
 担当:足立 倫子
 発行No.200205A4058 端N45箱02
 連絡先:京都府庁前郵便局
 TEL:075-231-9960

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	283		
費目	調査研究費・研修費・ 広聴広報費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	長3封筒(7種)				
支払金額	87,450	按分率	100%	計上額	87,450
按分率の考え方					
備考	振り込み手数料含む				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

2/27

預金払戻請求書による振込受付書 (兼振込手数料受取書)
 預金口座振替

電信扱

依頼日 年 月 日
 02 02 27

~~振込金受取書~~

金融機関(漢字)	<input type="checkbox"/> (○印)	銀行 信金 信組 農協 労金	府 方 前
	<input type="checkbox"/> (○印)	銀行 信金 信組 農協 労金	
お受取人	普通 当座 貯蓄 その他	お振込金額	円
	<input type="checkbox"/> (○印)	4002777	976800
お依頼人	おなまえ	フリガナ	
	おなまえ	フリガナ	

株)きかんレコム 様
 日本共産党京都府議会議員団 団長 原田 完 様
 (お) 京都市上京区下立売通新町西入 京都府庁内 TEL414-5566

手数料 (消税込込み) 領収済 未領収 (後納済) 550 円

当行をご利用いただきましてありがとうございます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



- ※ 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- ※ やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

コードNo.31010 ②



602-8041
 京都市上京区下立売通新町西入
 京都府議会内

請求書

2020年 02月 20日締切

1頁

日本共産党京都府会議員団 様

お客様コード

担当者コード 000266

株式会社 きかんしコム



〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1
 TEL. 075-935-1115
 FAX. 075-935-5100

<取引銀行> 京都銀行 府庁前支店 普通 4002771
 近畿労働金庫 京都支店 普通 8790590
 <口座名義> (株) きかんしコム

毎度格別のお引き立てに御礼申し上げます。
 下記の通りご請求申し上げます。請求書と行き違いにてお支払済の額はご了承下さい。

前月請求額	前入金額	前支払額	前支払戻り	当月請求額	当月入金	当月前払戻	当月請求残
0	0	0	0	888,000	88,800	976,800	976,800

月日	品名	仕	数量	単価	金額	消費税	適用
01月23日 163376	長3封筒7種 (増)	長3/1P	6,500		79,000	7,900	(10%)
01月29日 163639	府会だよりNo. 340	A4-12P (2/1)	11,000		603,000	60,300	(10%)
02月10日 163640	代表・一般質問傍聴ピラ (原田・さこ・島田 ・山内・ばば) 16切-2P (1/1)		50,730		206,000	20,600	(10%)
【10%外税対象】							
(対象額 888,000円 消費税 88,800円 税込額 976,800円)							

2020年01月23日 納品書 No. 018798

京都市上京区下立売通新町西入
 京都府議会内
 日本共産党京都府会議員団 御中
 TEL : 075-414-5566

株式会社 きかんしコム
 〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1
 TEL.075-935-1115(代) FAX.075-935-5100
 e-mail : com@mediapark.co.jp

品名	数量	受注番号
長3封筒7種 (増)	6,500部	163376/01
光永議員1000部、浜田・迫・原田・水谷議員各500部		
団3000部、山内議員500部		

お得意先様名 日本共産党京都府会議員団 様 TEL: 075-414-5566 FAX: 075-431-2916	指示者	担当営業 大崎 竜二
---	-----	---------------

尚、

235, 246, 263, 283
294



府会議員 **光永敦彦** みつなが あつひこ 党左京地区...761-6341
 生活相談所...781-6622
 自宅...752-9200
<http://mitunaga-atuhiko.jp/> E-mail: mitunaga@kyoto.zaq.ne.jp



日本共産党
京都府議会議員団
<http://www.jcp-kyotofukai.gr.jp/>
 E-mail: giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

〒602-8041 京都市上京区下立売通新町西入 京都府議会内
Tel.(075)414-5566 Fax.(075)431-2916

235、263、283、294



府会議員 **濱田良之**^{よしゆき} 生活相談所…432-3261
 自 宅…406-1922
<http://hamada-yoshiyuki.jp/> E-mail:hamachan_6@yahoo.co.jp



日本共産党
京都府議会議員団
<http://www.jcp-kyotofukai.gr.jp/>
 E-mail:giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

〒602-8041 京都市上京区下立売通新町西入 京都府議会内
Tel.(075)414-5566 Fax.(075)431-2916

235、263、283、294



府会議員 ^さ ^こ 迫 ^ゆ ^う ^じ 祐仁 生活相談所...813-2117
<http://sako-yuuji.jp/>



日本共産党
京都府議会議員団
<http://www.jcp-kyotofukai.gr.jp/>
E-mail: giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

〒602-8041 京都市上京区下立売通新町西入 京都府議会内
Tel.(075)414-5566 Fax.(075)431-2916

235、246、263、283



府会議員 **原田 完** かん 生活相談所…811-7065
 自宅…312-6753
<http://harada-kan.jp/> E-mail: fukai@harada-kan.jp



日本共産党
京都府議会議員団
<http://www.jcp-kyotofukai.gr.jp/>
 E-mail: giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

〒602-8041 京都市上京区下立売通新町西入 京都府議会内
Tel.(075)414-5566 Fax.(075)431-2916

235、246、263、283
294



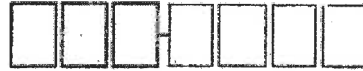
府会議員 みずたに **水谷** おさむ **修** 携帯 070-5261-5831
<https://ja-jp.facebook.com/mizutaniosamu/>



日本共産党
京都府議会議員団
<http://www.jcp-kyotofukai.gr.jp/>
E-mail: giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

〒602-8041 京都市上京区下立売通新町西入 京都府議会内
Tel. (075)414-5566 Fax. (075)431-2916

235.283



府会議員 **山内佳子** よしこ 党南地区...371-9164
委員 会...921-0742
自 宅...921-0742
<http://yamauchi-yoshiko.jp/>



日本共産党
 京都府議会議員団
<http://www.jcp-kyotofukai.gr.jp/>
 E-mail: giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

〒602-8041 京都市上京区下立売通新町西入 京都府議会内
Tel.(075)414-5566 Fax.(075)431-2916

235、246、263、283
294



日本共産党 京都府議会議員団

<http://www.jcp-kyotofukai.gr.jp/>
E-mail: giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

〒602-8041 京都市上京区下立売通新町西入 京都府庁内
Tel.(075)414-5566 Fax.(075)431-2916
